

令和４年第９回山江村議会１２月定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開会時刻	摘 要
1	1 2 月 7 日	水	本会議	議会議場	午前１０時	・開 会 告 ・報 告 ・提案理由説明 ・質 疑 ・討 論 ・表 決
			休 会	農村環境 改善センター	午後１時３０分	・議 案 審 議
2	1 2 月 8 日	木	本会議	議会議場	午前１０時	・一 般 質 問
3	1 2 月 9 日	金	本会議	議会議場	午前１０時	・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・閉 会

第 1 号

1 2 月 7 日 (水)

令和４年第９回山江村議会１２月定例会（第１号）

令和４年１２月７日

午前１０時００分開会

於 議 場

１．議事日程

- | | | |
|--------|-----------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 行政報告 |
| 日程第 5 | 報告第 2 号 | 公共施設の在り方に関する調査特別委員会報告について |
| 日程第 6 | 報告第 6 号 | 令和３年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第 7 | 議案第 6 2 号 | 山江村一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 発委第 1 号 | 山江村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 6 3 号 | 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について |
| 日程第 10 | 議案第 6 4 号 | 山江村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 6 5 号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 6 6 号 | 山江村個人情報保護法施行条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 6 7 号 | 山江村国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 14 | 議案第 6 8 号 | 令和４年度山江村一般会計補正予算（第７号） |
| 日程第 15 | 議案第 6 9 号 | 令和４年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第３号） |
| 日程第 16 | 議案第 7 0 号 | 令和４年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第３号） |
| 日程第 17 | 議案第 7 1 号 | 令和４年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第３号） |
| 日程第 18 | 議案第 7 2 号 | 令和４年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算 |

(第2号)

日程第19 議案第73号 令和4年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算

(第3号)

日程第20 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 本 田 り か さん	2番 久保山 直 巳 君
3番 中 村 龍 喜 君	4番 赤 坂 修 君
5番 森 田 俊 介 君	6番 横 谷 巡 君
7番 立 道 徹 君	8番 西 孝 恒 君
9番 中 竹 耕一郎 君	10番 秋 丸 安 弘 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山 口 明 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内 山 慶 治 君	副 村 長 北 田 愛 介 君
教 育 長 藤 本 誠 一 君	総 務 課 長 平 山 辰 也 君
税 務 課 長 迫 田 教 文 君	企画調整課長 高 橋 忍 君
産業振興課長 松 尾 充 章 君	健康福祉課長 今 村 禎 志 君
建 設 課 長 清 永 弘 文 君	教 育 課 長 蕨 野 昭 憲 君
会 計 管 理 者 一 二 三 信 幸 君	

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） おはようございます。本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

ただいまから、令和4年第9回山江村議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中竹耕一郎君） 日程第1、議事日程に従いまして、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定によりまして、10番、秋丸安弘議員、1番、本田りか議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、11月24日、議会運営委員会が開かれ、会期の日程等について協議がなされておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

10番、秋丸安弘君。

○議会運営委員長（秋丸安弘君） おはようございます。

令和4年第9回山江村議会定例会につきまして、去る11月24日、午前9時から議会運営委員会議を開催し、会期日程等について協議をしておりますので、ご報告申し上げます。

会期につきましては、本日7日から9日までの3日間としております。

本日開会、提案理由説明としておりますが、日程第7、議案第62号につきましては、先議することにしております。提案理由の説明後、議案審議を経て、質疑、討論、表決を行います。その後、残りの議案等について提案理由の説明を行い、午後から議案審議しております。

2日目、8日は一般質問となっており、6名の議員から通告がなされております。発言の順序はくじ引きにより決定しております。時間につきましては質疑、答弁含めて60分となっております。

3日目の9日、質疑、討論、表決を行い、閉会と決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することにご異

議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおり、決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（中竹耕一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本年も早く師走になり、大変急に寒くなりました。エネルギー価格をはじめ電気料金、村民生活に直接影響する物価が高騰するなど、景気の下振れが続き、地域の経済活動が低迷をしております。

そんな中、コロナの感染は一向に収まる気配がありません。今後も基本的な感染予防に努められますようお願いをいたしたいと思います。

それでは、10月31日以降の諸般の報告を行います。

11月2日、第7回の公共施設の在り方に関する調査特別委員会が全議員出席で行われております。

それから、11月9日から11日、全国の議長大会及び球磨郡町村議会議長会の産業行政視察が行われております。東京都とそれから栃木県の佐倉市でありました。

次に、11月20日、第40回はやま産業振興まつり、役場前の駐車場で行われております。私も参加をさせていただきました。

それから、11月24日、広報の研修会が熊本で行われ、広報委員が出席をしております。

11月25日は広域行政組合の定例会、それから、下球磨の消防議会の定例会が行われまして、それぞれ組合議員が出席をしております。

12月3日、鎮山親水の植樹祭が行われまして、全議員参加をしていただいております。

12月4日、球磨川流域の橋梁の着工式がさかもとで行われまして、私が出席をしております。

以上で行政報告を終わります。

次に、一部事務組合の活動報告を行います。

はじめに、人吉球磨広域行政組合議会議員、4番、赤坂修議員より報告をお願いいたします。

4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） それでは、令和4年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、

令和4年11月25日午前10時から開催されましたのでご報告いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名のあと、日程第2、会期の決定では、11月25日に開会し12月23日を閉会とする29日間とし、11月26日から12月22日までを休会とすることに決定いたしました。

日程第3、行政報告では、令和4年第3回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

日程第4、認定第1号、令和3年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について（継続）、この案件については、8月26日に開かれた第3回人吉球磨広域行政組合定例会において、令和3年度決算特別委員会が設置され、同委員会に付託されており、同委員会委員長から認定とする報告があり、質疑、採決を行い、原案のとおり認定されております。

日程第5、議案第15号、人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。日程第6、議案第16号、令和4年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第2号）、日程第7、議案第17号、令和4年度人吉球磨広域行政組合の規約の一部変更について、この3件では一括して提案理由の説明を受け、日程第5、議案第15号及び日程第6、議案第16号については、執行部の補足説明を受けたあと質疑、採決を行い、原案のとおり可決されました。

閉会日となる12月23日の議事日程については、最初に一般質問を行い、次に議案第17号について執行部の補足説明のあと、質疑、採決を行い、最後に委員会の閉会中の継続調査を図り、閉会することとし、定例会1日目を解散いたしました。

議員定数については、議会運営委員長から調査に関する中間報告があり、公告の議員定数削減案のとおり、構成市町村議会にご検討をお願いすることとし、決定いたしました。

以上、令和4年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会1日目の会議結果について報告いたします。以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、人吉下球磨消防組合議会議員、7番、立道徹議員より報告をお願いいたします。

7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） それでは報告いたします。去る11月25日金曜日、午後3時より人吉下球磨消防組合消防本部会議場にて、令和4年11月第4回人吉下球磨消防組合議会定例会が、本日1日限りとして日程で行われました。議事日程はお手元に配付されているとおりでございます。

議案第1号は原案どおり認定され、議案第2号から議案第6号まで、すべて原案

どおり可決されました。

日程第9の消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告につきましては、1点目は西分署の新庁舎について、2点目は本部中央消防署庁舎移転候補地についての報告がありました。

以上で、人吉下球磨消防組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 以上で一部事務組合の活動報告は終わりました。

ここで発言の訂正をいたします。

先ほど私は諸般の報告を行政報告と申し上げました。諸般の報告でありますので、ここで訂正してお詫び申し上げます。

—————○—————

日程第4 行政報告

○議長（中竹耕一郎君） 日程第4、村長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。

村長。

○村長（内山慶治君） 皆様おはようございます。議長には、発言の機会をありがとうございます。

令和4年第9回山江村議会定例会の開催に当たり、発言の機会を与えていただきましたことに感謝を申し上げます。

また、議員の皆様には、全員ご出席いただく中に開催できますことに対し、重ねて感謝を申し上げます。

それではまず、諸般の報告を、先般の臨時会後の行政報告であります但し申し上げます。

10月31日ではありますが、やまえ栗まつりプレゼントキャンペーンの抽選会を行いました。応募総数が1,053件ございまして、栗まつりの盛会ぶりがわかるというようなことを感じたところであります。

それから、人吉球磨新規就農激励会があさぎり町のポッポ一館で行われております。私、球磨地域農業活性化協議会長と共に担い手部会長を仰せつかっております。出席させてもらったところではありますが、本年も40数名の新規就農者が球磨郡内でおられまして、そのうち1名が山江村から新規就農者が久しぶりに出たということです。大変うれしく思ったところであります。

11月1日ではありますが、町内職員人権教育研究会を改善センターで2回に分けて開催しておりますけれども、教育委員会の中村人権指導員のほうから研修を行ってもらったところでございます。

それから、11月2日が議会の現地調査に同行させていただきました。大変あり

がとうございます。

11月4日、海幸山幸交流プロジェクトといたしまして、金剛小と山田小学校が環境学習を進めておりますけれども、その実行活動として、八代市の河口に行きまして、一緒になり、河口といいますか海辺の清掃活動を行ったところであります。私も出席させていただいております。

ちなみに、中村市長、それから八代市の教育長もご参加いただき、いよいよこの事業をですね、つなげていく、継続していくということが大事であろうということを考えたところであります。

それから、11月6日、山江村の消防団の秋季訓練と防火パレードを行っております。

それから、11月8日、9日でありますけれども、球磨郡の町村会によります令和5年度に対する主軸事業の要望活動を、霞が関及び永田町、いわゆる国会議員の先生方に行ったということでもあります。

併せて、九州地方国道整備促進総決起大会並びに安全・安心の道づくりを求める全国大会が行われておりますので、併せてそちらのほうにも全町村長参加したところでございます。

それから、11月15日でありますけれども、15日から18日にかけて各種全国大会に参加をしてきました。この時期ご案内のとおり、全国各地から町村長をはじめ各種団体の代表が、いわゆる参勤交代のように東京に集まりいろんな要望活動をされるということでもあります。また、大会を開きながらアピール活動をするということでもあります。本年も砂防促進大会、それから過疎地域の総会、そして、これは県の町村会の主催でありましたけれども、広域連携のSDGsモデル事業の説明会を行いました。これは県内の町村長の研修を兼ねて行うということでありまして、内閣府の担当の職員からその内容説明を受けたところであります。

16日が治水事業の促進全国大会、それから17日が全国町村長大会、それから災害復旧促進全国大会、そして全国防災危機管理トップセミナー、これについては球磨村長の松谷村長がですね、事例を発表されております。

11月18日が山村振興の総会、それから国保制度の強化の全国大会に出席をしてきたところでございます。

11月20日につきましては、山江村産業振興祭りと併せて山江村文化祭を行われたということでございます。今年はコロナ禍のイベント開催ということですので、いわゆる感染予防対策として、三密を避ける、またマスクをはずす場をなくすということを注意して開催したところであります。いわゆる、芸能人は呼びませんでしたし、アルコールの提供もなく、また、飲食スペースも取らずに行ったと

いうことであります。反響はどうかなあ、どれぐらいの方が来られるのかなと思っておりますけれども、終日大変の人数で、5,000人ほどの方が来られたということでもありますけれども、しっかり対策をとりながらですね、PRすると、また違ったイベントとしてですね、非常に賑わったイベント、また有効なイベントであったというふうに感じたところでございます。

それから、22日は簡易水道整備の全国促進大会に出席しております。

それから、24日が議運が行われておりますし、山江村の栗技術指導員の委嘱状交付式を行いました。それから、山江村消防団の幹部会議、夜開催し、これについては、出初式についてですね、1月8日の日に行うというふうに決まりました。1月8日、出初式であります。場所は万江地区で行うということでもありますから、玉落としては新しく完成しました下の段橋にて開催をするということになります。

また、年末警戒については、12月の28日から30日までの3日間、今年も行うということを決定をいただいております。

それから、11月27日でありますが、熊本県の少林寺拳法スポーツ少年団の交流大会が山江の体育館でございましたので、来賓としてあいさつを述べさせていただきました。

それから、環境美化看板選考会を28日に行っておりますが、これは議員の方々からのこの一般質問の場でやり取りさせていただきましたし、また、中学生の子ども議会でもこのことに、環境美化の看板のことにについて出ておりました。その標語を募集しておりましたので、37件の応募があったということでもあります。山田地区に裏表二つの標語、万江地区にまた裏表の標語を考えながら、環境美化についてですね、啓発を行うということにいたしております。

それから、山江村総合エネルギー検討委員会を開催しております。復興村づくりフォーラムとして、これはNPOの事業が開催されておりますので、参加をいたしております。

それから、12月1日が民生委員と児童委員の委嘱状の交付式でございました。厚労大臣の辞令であります。昨今ですね、民生委員になられる方が極端に減っているという状況が、全国各地、また球磨郡でもそういう事例がありまして、実はこの件については、待遇改善についてしっかり対応してくれということで、管内主軸事業要望の折にですね、大きな項目として厚生労働省のほうに要望活動を行ってきたところであります。いわゆる報酬を上げるというのと、また、働きやすい環境をつくっていただくような措置を、事例を出されております厚労省のほうから、しっかり対策を整えてくれというような要望活動をして、それぐらい非常に民生委員になられる方が少ないということもございますが、幸いにも山江村においてはですね、

予定どおりの民生委員の方、選出できております。また、本当にボランティアで各地域ですね、回られるということになります。大変ありがたく思っているところでもあります。その委嘱状交付式でございます。

それから、12月2日は区長、区長代理の合同会議を行いました。

12月3日、後ほど申し上げますが鎮山親水の植樹祭を行っておられます。議員の皆様方にも大変お世話になりました。

12月4日は、球磨川流域の橋梁の着工式が、坂本町のほうで行われておりますので、議長と共に参加しておりますし、その後、豪雨災害復興スポーツイベントとして、大相撲の飽田場所にご案内をいただいて、直々にご案内をいただいておりますので、参加をしてきたところでございます。

以上、行政報告を申し上げたところでありますけれども、次に、本村に大きな影響を与えている、いわゆる外的課題といたしますか、その3点についての施政の方針を申し上げさせていただきたいと思っております。

まず1点目は、コロナウイルス感染症でございます。感染者の推移を最近見ますと、全国及び県内においても増加傾向にあります。第8波の到来を確信をいたしているところでございます。ただし、本年の9月26日以降は、全数把握の方法が変わっておりまして、これまでは毎日山江村の感染者数が何人なのか、県より報告があつておりました。しかし、現在では山江村の感染者数が何人なのか、人吉保健所管内の感染者数が何人なのか、全く私のほうではつかめない状況でございます。

従いまして、市町村においてはですね、対策がとれず、県の感染対策に準じてその感染予防を呼びかけるという方法しか今ないということでございます。その国及び県については、経済社会活動を維持しながら、いわゆる行動自粛は呼びかけるような兆候は全くみられておりませんので、その経済社会活動を維持しながら予防対策をとるという、その方向性は第8波到来後も変わらず、いわゆるですね、自己責任において感染対策をとることが求められているというふうに感じております。

村民の皆様には、進んでまずワクチンの接種をしていただきたいと思いますし、家庭並びに職場での換気をはじめ、外出される際は三密を避けると、自主的に感染予防対策を行っていただきたいと思います。昨年は年末年始を境に一気に感染が拡大しましたので、特に注意をお願いしたいと思います。

また検査キットにつきましては、役場に準備をいたしております。必要な方は連絡をいただきたいと思いますところでもあります。

次に、2点目は原油、諸物価の高騰についてであります。ロシアのウクライナ侵攻により資源価格の高止まりと、加えて円安による輸入物価の上昇が続いておりま

す。そのことにより、原材料価格への転嫁の動きが広まっておりまして、諸物価の高騰が続いている状況でございます。今議会の予算にも一部計上をいたしておりますけれども、本村においても役場、学校施設をはじめとする各施設の管理運営や、各種工事において、電力料金や各種資材価格の上昇の傾向により、経費の増大が見込まれております。

そういう中におきまして、国においては、これまでには原油価格の負担軽減策をとってきました。さらに電力料金等への負担軽減とともに、国民の暮らしの支援に係る総合経済対策を大いに期待をするところでございます。本村におきましても最近では高齢者世帯等への生活支援交付金をお配りしておりますし、また、村民1人5,000円の山江生活支援金をお配りしたところでありますけれども、今後とも村民の方々の農業、林業、商工業をはじめ、暮らしのあらゆる現場における原油物価高騰に対する課題解決のために、救災対策を引き続きとっていきたいと考えているところでございます。

最後に、復旧と復興でございます。令和2年7月豪雨災害から2年と5カ月が過ぎました。城内団地の既設公営住宅災害復旧工事も来年の3月竣工に向けて順調に工事が進んでおります。現在仮設住宅にお住まいの方々、25戸の方々には、来年の8月を目途として、仮設から本来の住居に戻っていただくために、村営住宅入居希望者をはじめ、住宅を新しく建設される方、それから、インフラ避難の方々が元の生活に戻るために、まずは復旧工事の早期完成を優先させて急いでいるところであります。

復興関連事業におきましても、先日開催いたしました鎮山親水植樹祭におきましては、八代市の金剛小学校児童の皆さんをはじめ、山田小、万江小の緑の少年団、そして、南稜高校の生徒の皆さん、ネクスコ西日本の職員の皆さんと、200名程度の参加者の中に盛大に植樹活動ができたということでございます。議員の皆様にも大変お世話になりましたが、森づくり林業振興のための鎮山親水の実行活動によりまして、復興むらづくりの良き啓発ができたと思っております。心より感謝を申し上げます。

また、熊本県の事業として、本年より万江川の土砂洪水氾濫防止対策事業が始まりました。この事業は、大雨洪水時の万江川の氾濫対策のために、砂防事業並びに河川事業、そして治山事業の総合的な整備事業を、万江川流域の環境に配慮しながら、砂防堰堤の工事や溪流保全工事等の事業を行おうというものでございます。事業費は、砂防事業だけで58億円となっておりますけれども、このプロジェクトは河川と治山の事業を併せて行う総合的な事業でございます。いわゆる鎮山親水の核となるプロジェクトとなりますので、村民の皆様方のご意見を今後しっかりお聞き

しながら、県と一緒にになりまして、村民総参加の中で、その事業として進めていけたらと思っております。

また、プロジェクトの進捗状況につきましては、その都度説明と発信を行っていきたいと考えておりますので、議会並びに村民の皆様のご理解とご協力、よろしくお願いいたします。

ちなみに、事業期間は10年間でありますけれども、10年間というと大変長うございますので、また、その期間の災害も心配されるということでもありますので、一日も早く事業が完了できるように、その予算づけについて国及び県に要望活動を行ってきている状況でありますし、次年度以降も要望していきたいと思っております。

鎮山親水とは、森林や河川、いわゆる自然との向きあい方を考え、行動していくことであります。村では、令和2年度に策定した復興計画に沿って、事業を展開しながら村民参加による復興むらづくりを進めております。今後とも鎮山親水のための森林整備や林道、作業道の整備、人材の育成、木材活用の林業振興及び普及促進にも積極的に取り組んでいきたいと考えております。併せて、清流万江川を発信し、地域活性化のための親水公園の整備や、寄贈をいただいております石蔵の整備についても、復興事業として村民総参加の中に進めながら、令和2年7月豪雨災害の記憶を風化させることなく、いわゆる人的被害を今後ともですね、1件も出さない、さらに被害を最小限に抑える自己治癒力の高い村づくりを目指してまいりたいと思っております。

また、昨今の異常気象による大災害は、地球温暖化を大きな原因の一つとして引き起こしております。この多発化する大災害の抑制のためには、我々一人一人が脱炭素社会の実現のために行動をしなければなりません。今、政府をはじめ各業界においても、力強くSDGsの社会実現がさげばれております。先日の植樹祭で来賓あいさつをされました、本村の誘致企業の伸和コントロールズの東田執行役員が、会社の使命としてSDGsを推進するというあいさつもされたところであります。本村においても自治体の役割として、ゼロカーボン宣言をしながら、脱炭素社会の実現のための事業を自然エネルギーを活用した地域社会づくりに引き続き取り組んでいきたいと思っております。

それでは、本日村長提案の議案は、報告案件が1件、条例の改正制定案件が5件、同文議決案件が1件、令和4年度の補正予算案件が6件の合計13件ありますが、どうぞ慎重にご審議いただき、よろしくご表決賜りますようお願い申し上げます、あいさついたします。

○議長（中竹耕一郎君） これで、村長の行政報告が終わりました。

日程第5 報告第2号 公共施設の在り方に関する調査特別委員会報告について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第5、報告第2号、公共施設の在り方に関する調査特別委員会報告について、委員長の報告を求めます。

7番、立道徹君。報告は答弁席からお願いいたします。

○公共施設の在り方に関する調査特別委員会委員長（立道 徹君） 報告第2号、令和4年12月7日、山江村議会議長、中竹耕一郎様。

公共施設の在り方に関する調査特別委員会委員長、立道徹。

公共施設の在り方に関する調査特別委員会報告、令和3年9月14日に設置いたしました本委員会は、これまで現地調査、視察研修を含め7回の会議を開催し、調査活動をしてまいりました。その中で、今後の公共施設のあるべき姿、将来を見通した最適な施設配置及び効率的かつ効果的な維持管理の実現に向けて協議し、提言をまとめましたのでご報告いたします。

7項目ほどございますが、抜粋して7項目の公共施設の方向性についてを読み上げたいと思います。お手元にある資料は2ページでございますけど、7、公共施設の方向性、（1）集約再編施設、万江小学校等の施設、主に学校保育園であり、教育施設の方向性は示されているものの、明確な面もあり、学校再編整備に当たっては今後の出生数、児童数の推移を考慮すると、それが自然的に解消される見込みは極めて低く、子どもの教育環境への影響も懸念される、学力向上と教育効果をいっそう高めるためには、適正規模であることが望ましいと考える。保護者へのアンケート調査を行うなど、昨今の新たな学校経営の在り方等を踏まえ、早急に方向性を決定すべきである。

（2）除去対象施設、尾寄崎キャンプ場、旧栗選果場等の施設、キャンプ場は施設の老朽化が進み、水道、トイレも使用不可で、改修には相当な経費を要する。唯一の自然を生かしたキャンプ場であるが、違った生かし方の模索や民間等の譲渡に向けて、計画的に取り組むことが必要である。旧栗選果場は村の中心地にあり、建物面積が大で、耐用年数老朽化も著しく、除去か敷地を含め多用途への転用による地域活性化の検討をすべきである。

（3）民間譲渡施設（株）やまえ、章鹿倉、万江保育園、ゲストハウス等の施設、（株）やまえについては、施設の老朽化に伴い、修繕、改修期を迎えており、今後施設の維持管理に多額の財政負担が想定される。公的財政投資も限度があり、唯一の観光交流施設であるので、プロポーザル方式で公募し、民間へのシフトを図り、活性化に向けた検討を行うべきである。保育園経営は民営化しているので、施設についても今後の維持管理等を考えると、民間への譲渡を進めることが望ましいと考

える。

淡島ゲストハウスは、移住体験施設であるが、利用度から利活用方法を速やかに検討し、利活用方法を見いだすことができない場合は、民間等への譲渡等も考慮し、地域の活性化を図るべきである。

(4) 機能移転対象施設、ほたるの荘等の施設、利用者も少なくなり、使用料金も大幅な減額をして利用増に期待しているが、効果は薄く、当初の目的を果たすべき多用途等の活用を考慮し、活性化を図るべきである。

(5) 地域創生活活性化対象施設、合戦ノ峰物産館等の施設、地域創生活活性化対策の施設であるが、懸命な販売努力をされているが、地元の協力なしでは今後の維持は困難が予想される。将来的に地域と十分に連携、協議し、活性化する要検討が必要である。

以上、公共施設の今後の在り方を考えるうえで、最低限必要な提言をしましたが、老朽化する公共施設の更新に必要な多額の経費を減少していく財源で賄わないといけないという課題に対処するため、これまでの既成概念を取り払い、思い切った変革が必要なときを迎えています。子や孫の世代に胸を張って山江村を引き継いでいくため、公共施設の更新問題に関する課題を先送りせず、村長のリーダーシップのもと推進していくことを強く求め、提言として本委員会の最終報告といたします。

○議長（中竹耕一郎君） それでは、ここで報告第2号について質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

報告第2号についてはこれで終わります。

—————○—————

日程第6 報告第6号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第6、報告第6号、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 報告第6号についてご説明を申し上げます。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して次のとおり報告するという

ものでございます。令和4年12月7日提出、本日提出でございます。山江村長、内山慶治といたしております。

まず、1番目に健全化判断比率でございますが、表を示してございます。比率名、令和3年度比率、早期健全化の基準の数値をあげておりますけれども、まず実質赤字比率については、健全化、令和3年度比率はなしでありまして、基準は15%としてあります。連結実質赤字比率も出てきておりませんで、その基準額は、基準の比率は20%となっております。実質公債費比率につきましては、10.9%上がっておりますけれども、基準は25%以内であれば健全であるというふうな判断でございます。将来負担比率も数値としてあがってきておりませんで、この数値につきましては、350%が基準となっているところでございます。

次に、資金不足比率であります。会計名、令和3年度比率、それから経営健全化の基準とあげておりますが、項目として簡易水道事業については、比率が数値としてあがってきておりませんで、基準は20%以内となっておりますし、農業集落排水事業につきましても数字は上がってきておりませんし、健全化基準は20%以内となっているというところでございます。

提案理由でございますが、健全化判断比率及び資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、議会に報告する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

次のページから、監査委員の意見書を健全化判断比率と資金不足比率に個別意見を付けて掲げているところでございます。令和3年度の決算につきましては、一般会計の財政健全化判断比率及び特別会計の経営健全化を判断する資金不足比率について、監査委員より審査意見が提出をされておりますので、今回、財政健全化に関する法律に基づきまして、議会へ報告するというものでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） それでは、ここで報告第6号につきまして質疑を許します。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。
報告第6号についてはこれで終わります。

-----○-----

日程第7 議案第62号 山江村一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第7、議案第62号、山江村一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第62号についてご説明を申し上げます。

山江村一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じた改正を行う必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、一部を改正する条例がございまして、6枚ほど開けていただきますと、新旧対照表を掲げております。これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、人事院勧告及び熊本県人事委員会の勧告に準じまして、上位法であります一般職の給与に関する法律の一部が改正されておりますので、本条例を改正を行う必要があるということでございます。

内容につきましては、月例給を0.23%引き上げまして、また、勤勉手当につきましては、年間0.1カ月分を上げるというものでございます。施行の期日は公布の日となっております。ただし、月例給の改正につきましては、施行日を令和4年4月1日とするものでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） ただいま先議依頼について提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りします。議案検討のため暫時休憩をしたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、しばらくのあいだ暫時休憩といたします。

再開時刻を11時といたします。

—————○—————

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

—————○—————

○議長（中竹耕一郎君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

先議依頼のありました議案第62号について質疑、討論、採決をいたします。

発言については、山江村議会会議規則の規定を守って質疑をお願いいたします。

日程第7、議案第62号、山江村一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第62号は、原案のとおり可決すること
に決定いたしました。

—————○—————

日程第8 発委第1号 山江村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第8、発委第1号、山江村議会の個人情報の保護に関する
条例の制定についてを議題とし、委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、10番、秋丸安弘君。答弁席からお願いいたします。

○議会運営委員長（秋丸安弘君） 発委第1号、令和4年12月7日、山江村議会議長、
中竹耕一郎様。提出者、議会運営委員長、秋丸安弘。

山江村議会個人情報の保護に関する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第3項第2号及び山江村議会会
議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

提案理由、国の法律であります。個人情報保護法の改正に伴うものでありますが、
内容としてこの法律が改正された場合、議会が適用除外となります。そのため議会
において新たに条例を定める必要があることから今回提案するものであります。

2枚目に制定する条例を添付しておりますので、施行日は、令和5年4月1日と
いたしております。以上であります。

—————○—————

**日程第9 議案第63号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の
減少及び規約の一部変更について**

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第9、議案第63号、熊本県市町村総合事務組合
を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題とし、提案
者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第63号についてご説明を申し上げます。

熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変
更についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定によりまして、
令和5年3月31日限りで熊本県市町村総合事務組合から菊池環境保全組合を脱退

させまして、熊本県市町村総合事務組合規約（平成１６年９月２９日熊本県指令市町村第１６号）の一部を次のとおり変更するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、一部事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、熊本県市町村総合事務組合を変更しようとするときは、地方自治法第２９０条の規定によりまして、議会の議決を経る必要があるために提案するというものでございます。

１枚開けていただきますと変更する規約を載せておりますし、その次のページから新旧対照表を載せております。

この議案につきましては、県内関係自治体が一挙に行います同文議決でございます。熊本県市町村総合事務組合の組織の中の菊池環境保全組合が、今年度限りで脱退するということに伴いまして、規約の一部を変更する必要があるために提出するものでございます。令和５年４月１日から適用するというものでございます。以上でございます。

-----○-----

日程第１０ 議案第６４号 山江村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第１０、議案第６４号、山江村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を認めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第６４号についてご説明申し上げます。

山江村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）の施行に伴いまして、本条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

１枚開けていただきますと、一部を改正する条例がありますし、後ろのほうには新旧対照表を添付させてもらっております。この議案につきましては、上位法でございます地方公務員法が改正されております。それに伴いまして、本村職員の定年延長等に対し、条例の一部を改正するというものでございます。

主な内容といたしましては、令和５年度から２年度ごとに定年年齢を１歳ずつ引

き上げまして、令和１３年度からは定年年齢を６５歳とするものでございます。６０歳に到達した管理職の職員につきましては、翌年度には原則として被管理職に後任をさせるものであります。また、給料につきましては、６０歳に到達した職員は、翌年度から当分の間、６０歳時の給料の７割水準とするものでございます。これにつきましては、令和５年４月１日から施行するというものでございます。以上でございます。

-----○-----

日程第１１ 議案第６５号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第１１、議案第６５号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第６５号についてご説明を申し上げます。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）の施行に伴いまして、関係条例を整備する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

１枚開けていただきますとその条例がございますし、途中最後のほうには新旧対照表も添付をさせてもらっているところでございます。

この議案につきましては、上位法の地方公務員法の改正がありました。それに伴います定年延長等に伴いまして、職員の再任用に関する条例を廃止をいたしますことから、再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員と名称が変更となるということでございますので、本村の関係する条例を整備する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

附則といたしまして、令和５年４月１日から施行するというものでございます。

-----○-----

日程第１２ 議案第６６号 山江村個人情報保護法施行条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第１２、議案第６６号、山江村個人情報保護法施行条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第66号についてご説明を申し上げます。

山江村個人情報保護法施行条例の制定についてでございます。

山江村個人情報保護法施行条例を別案のとおり制定することとするというものでございます。本日提出するものでございますが、提案理由でございますが、議会の発委第1号にもありまして、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部の改正に伴いまして、新たに施行条例を制定する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、施行条例が掲げてございます。この条例につきましても、先ほど発委第1号にて議会の個人情報の保護に関する条例がありましたとおり、上位法であります個人情報の保護に関する法律の改正に伴いまして、不整合だった各自治体の条例が全国的な共通ルールに統一をされるということでございます。現行の個人情報保護条例を廃止をいたしまして、新たに改正された法律に基づいた条例を制定するというものでございます。これにつきましては、令和5年4月1日から施行するというものでございます。

-----○-----

日程第13 議案第67号 山江村国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第13、議案第67号、山江村国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第67号についてご説明申し上げます。

山江村国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、国営川辺川総合土地改良事業の受益者負担について、明確化する必要があるために提案をさせていただくというものでございますが、1枚開けていただきますと改正する条例を掲げておりますし、最後のページには新旧対照表を添付させてもらっております。

改正の概要でございますが、令和3年3月に制定した同条例につきましては、令和5年3月に国営事業が完了すということから、同年4月から負担金を徴収するために制定したものでございます。しかし、国、農林水産省と熊本県と関係6市町村で内容を精査をいたしたということでございまして、その中で消費税の徴収に関し

ての記載がなく、受益者負担の明確化を図る必要があるもので、1枚めくっていただきますと第3条、負担金の額に国の消費税相当額を加えることを追加をしております。また、第4条におきましては、国の消費税相当額の徴収につきまして、県が定める支払いの方法に準拠して、村長が定める支払いの方法により徴収すると改正をしております。

最後のページに新旧対照表を付け加えておりますが、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

-----○-----

日程第14 議案第68号 令和4年度山江村一般会計補正予算（第7号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第14、議案第68号、令和4年度山江村一般会計補正予算（第7号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第68号についてご説明申し上げます。

令和4年度山江村一般会計補正予算（第7号）でございます。令和4年度山江村の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ176万9,000円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億9,286万9,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、地方債の補正でございますが、第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それでは、議案第68号について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますけれども、款14、国庫支出金、1,394万1,000円を減額するものでありまして、道路メンテナンス事業補助金、道路橋梁資材などの減額によるものでございます。

款15、県支出金、447万2,000円を追加するものでありまして、経営所得安定対策事業補助金、次世代型果樹園モデル実証事業補助金などでございます。

款17、寄附金、90万円を追加するものでありまして、企業版ふるさと寄附金でございます。

款21、村債、680万円を追加するものでありまして、臨時財政対策債、道路橋梁債の減額及び地域振興事業債、緊急自然災害防止対策事業債、温泉センター改修費債、公営住宅費債、河川浚渫事業債、林道施設災害復旧費債の追加によるものでございます。

歳入合計、補正前の額から176万9,000円を減額いたしまして、60億9,286万9,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出でございますけれども、主なものについて説明いたします。

款2、総務費、710万1,000円を追加するものでありまして、書類の保管用倉庫の購入費、山江村PR映像制作業務委託料、ケーブルテレビ事業への繰出金及び選挙費などでございます。

款3、民生費、109万円を追加するものでありまして、老人福祉施設費措置費などでございます。

続きまして、款5、農林水産業費、615万2,000円を追加するものでありまして、優良家畜導入保留奨励金、農業再生協議会への助成金及び次世代型果樹園モデル実証事業補助金などでございます。

款6、商工費、269万円を追加するものでありまして、観光資源磨き上げ事業、ほたる邸の壁板の修繕料及びほたるの荘の浄化槽設置工事の請負費などでございます。

款7、土木費、2,538万8,000円を減額をするものでありまして、村道新設改良工事請負費の減額及び公営住宅の駐車場の整備工事費の工事請負費などの追加によるものでございます。

款9、教育費、242万円を追加するものでありまして、電気料金などの高騰によります学校施設等の光熱費の追加でございます。

3ページをご覧ください。款10、災害復旧費、2,289万2,000円を追加するものでありまして、林道災害復旧に伴います測量設計委託料及び工事請負費などでございます。

款12、予備費、予備費を1,930万3,000円減額をいたしまして、歳出合計、補正前の額から176万9,000円を減額をいたしまして、60億9,286万9,000円とするものでございます。

4ページをご覧ください。第2表、地方債補正でございます。1、追加でございますが、起債の目的、緊急自然災害防止対策事業、限度額を810万円とし、公営住宅駐車場整備事業、限度額を100万円とするものでございます。

続きまして、2、変更でございます。起債の目的、臨時財政対策歳出、補正前の

限度額 2,020 万円を補正後の限度額 1,570 万円に、地域振興事業、補正前の限度額 750 万円を補正後の限度額 850 万円に、温泉施設利用推進事業、補正前の限度額 2,280 万円を補正後の限度額 2,710 万円に、河川浚渫事業、補正前の限度額 4,000 万円を補正後の限度額 4,200 万円に、道路新設改良事業、補正前の限度額 6,280 万円を補正後の限度額 5,260 万円に、林業施設災害復旧費歳出、補正前の限度額 1,310 万円を補正後の限度額 1,820 万円とするものでございまして、追加及び変更の起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載してあるとおりでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

**日程第 15 議案第 69 号 令和 4 年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
(第 3 号)**

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 15、議案第 69 号、令和 4 年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第 3 号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第 69 号についてご説明申し上げます。

令和 4 年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第 3 号）でございます。
令和 4 年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 41 万 6,000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 4,102 万 9,000 円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、議案第 69 号につきまして説明いたします。

1 ページをご覧ください。第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入につきまして説明いたします。

款 6、県支出金につきましては、一般被保険者療養費の増に伴い、普通交付金 24 万円を増額するものでございます。

款 9、繰入金につきましては、令和 4 年度未就学児均等割保険料繰入金 17 万

6,000円を追加するものでございます。

歳入合計、補正前の額に41万6,000円を増額しまして、4億4,102万9,000円とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出、主なものにつきまして説明いたします。

款2、保険給付費につきましては、一般被保険者療養費並びに審査支払手数料に係る経費、36万5,000円を増額するものであります。

款9、諸支出金につきましては、財政調整交付金の返還に伴い、32万3,000円を追加するものでございます。

10、予備費につきましては、33万8,000円を減額するものでございます。歳出合計、補正前の額に41万6,000円を増額しまして、4億4,102万9,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第16 議案第70号 令和4年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第16、議案第70号、令和4年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第70号についてご説明申し上げます。

令和4年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）でございます。

令和4年度山江村の特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ181万4,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,796万4,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、地方債の補正でございます。第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるとするものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第70号についてご説明いたします。

1ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、主なものについてご説明いたします。

歳入、款１、分担金及び負担金、配水管布設工事に伴う負担金を１４万２,０００円減額、款９、村債、起債の借入れとして２００万円追加しまして、歳入合計を補正前の額に１８１万４,０００円追加しまして、１億７,７９６万４,０００円とするものでございます。

２ページ目をお開きください。歳出、款２、簡易水道事業費、配水管布設工事など１６６万７,０００円追加しまして、歳出合計、補正前の額に１８１万４,０００円追加し、１億７,７６９万４,０００円とするものでございます。

３ページ目をお開きください。第２表、地方債補正でございます。１、変更、起債の目的は簡易水道事業でございます。限度額を３,５３０万円から３,７３０万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

**日程第１７ 議案第７１号 令和４年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算
(第３号)**

○議長（中竹耕一郎君） 日程第１７、議案第７１号、令和４年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第３号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第７１号についてご説明を申し上げます。

令和４年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第３号）でございます。令和４年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算（第３号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９００万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億４７５万２,０００円とするものでございます。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

地方債の補正でございますが、第２条、地方債の変更は、「第２表 地方債補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第７１号についてご説明いたします。

１ページ目をお開きください。第１表、歳入歳出予算補正、歳入、款７、村債、起債の借入れとして９００万円を追加しまして、歳入合計を補正前の額に９００

万円を追加し、2億475万2,000円とするものでございます。

2ページ目をお開きください。歳出、款2、農業集落排水事業費、配水管布設工事など960万円追加、4、予備費を60万円減額しまして、歳出合計を補正前の額に900万円を追加し、2億475万2,000円とするものでございます。

3ページ目をお開きください。第2表、地方債補正でございます。1変更、起債の目的の農業集落排水事業、限度額を5,770万円から6,670万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます、

以上、説明を終わります。

—————○—————

**日程第18 議案第72号 令和4年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算
(第2号)**

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第18、議案第72号、令和4年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第72号についてご説明申し上げます。

令和4年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）でございます。

令和4年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございますが、内容につきましては健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、議案第72号につきまして説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入につきましては補正ございません。歳入合計、補正前の額と同額の4,413万3,000円でございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出につきまして説明いたします。

款1、総務費につきまして、口座振替手数料の増に伴い2,000円を追加するものでございます。款4、予備費につきまして2,000円を減額するものでござ

います。歳出合計、補正前の額と同額の4,413万3,000円でございます。
以上、説明を終わります。

—————○—————

**日程第19 議案第73号 令和4年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算
(第3号)**

○議長（中竹耕一郎君） 日程第19、議案第73号、令和4年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第73号についてご説明申し上げます。

令和4年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第3号）でございます。令和4年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ388万円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,437万2,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては企画調整課長より説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 高橋企画調整課長。

○企画調整課長（高橋 忍君） それでは、議案第73号についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますが、款3、繰入金、388万円を追加するものでございます。歳入合計、補正前の額に388万円を追加いたしまして、5,437万2,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出でございますけれども、主なものについてご説明いたします。款2、ケーブルテレビ事業費、198万2,000円を追加するものでございまして、現在復旧中の城内団地へのケーブルテレビ引き込み工事等の追加でございます。

款3、ケーブルテレビ災害復旧費250万円を追加するものでありまして、尾寄崎、戸屋地区9世帯に電送炉の本復旧に係る業務委託料の追加でございます。

款4、予備費を60万2,000円減額するものでございます。

歳出合計、補正前の額に388万円を追加いたしまして、5,437万2,000円とするものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第 20 議員派遣の件

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 20、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第 126 条の規定により、お手元に配付しております内容で議員を派遣するものであります。

これで提案理由の説明は終わりました。

また 9 月議会定例会以降、各種団体より陳情書等が提出をされ、議会へ届いております。この件については、それぞれ議員各位へ資料を配付することといたしました。

以上で、本日の日程は終了しましたので、散会といたします。

ありがとうございました。

-----○-----

散会 午前 11 時 40 分

第 2 号

1 2 月 8 日 (木)

令和4年第9回山江村議会12月定例会（第2号）

令和4年12月8日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

日程第1

一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 本 田 り か さん

2番 久保山 直 巳 君

3番 中 村 龍 喜 君

4番 赤 坂 修 君

5番 森 田 俊 介 君

6番 横 谷 巡 君

7番 立 道 徹 君

8番 西 孝 恒 君

9番 中 竹 耕一郎 君

10番 秋 丸 安 弘 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山 口 明 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内 山 慶 治 君

副 村 長 北 田 愛 介 君

教 育 長 藤 本 誠 一 君

総 務 課 長 平 山 辰 也 君

税 務 課 長 迫 田 教 文 君

企画調整課長 高 橋 忍 君

産業振興課長 松 尾 充 章 君

健康福祉課長 今 村 禎 志 君

建 設 課 長 清 永 弘 文 君

教 育 課 長 蕨 野 昭 憲 君

会 計 管 理 者 一 二 三 信 幸 君

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は 10 名で、定足数に達しております。

-----○-----

日程第 1 一般質問

○議長（中竹耕一郎君） 本日は、会期日程日時第 2、一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、6 名の議員から一般質問の通告がなされております。通告の順に従いましてこれを許します。

なお、会議規則による発言時間は、質問・答弁合わせて 60 分といたしますが、質問される議員におかれましては、提出された通告の内容に沿って、適切な質問をしていただきますよう要望をいたします。また、質問の際に答弁の繰り返しにならないようご注意ください。一方、執行部におかれましても、簡潔に、そしてわかりやすく答弁いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、はじめに 10 番、秋丸安弘議員より、1. 農業振興の通告が出ております。

秋丸議員の質問を許します。10 番、秋丸安弘君。

秋丸安弘君の一般質問

○10 番（秋丸安弘君） おはようございます。議長のお許しが出ましたので、通告に従い 10 番、秋丸が農業振興について質問をいたします。

コロナ禍の中、また燃料高騰の中、本年も残すところ 20 数日となっております。本年は幸い大きな災害もなく、無事に過ごせたのではないかと感じているところでございます。

それでは、作況指数についてお伺いいたします。

本年も台風や日照不足などの影響で、台風 11 号、14 号による強風による倒伏やイモチ病の発生が生じ、登熟に多大なる影響がおそれ、作況指数も球磨郡でも 96 % となってやや不良となっておりますが、山江村の状況についてお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは、秋丸議員のご質問にお答えいたします。

本村の作付けの状況ということでございますけれども、作況指数につきましては、議員が申されましたとおり、九州農政局が 11 月 9 日に公表した資料によりますと、

熊本県全体は96%、山江村を含む県南地域では97%ということで、やや不良ということになっております。台風等の被害で倒伏等が若干みられましたけれども、大きな被害はなく、収穫のほうは済んだかというふうに思っております。

なお、買取り価格につきましては、これはJAさんの資料をいただいておりますけれども、30キロ、1袋当たり、コシヒカリ、ヒノヒカリ、森のくまさんなどの品種でですね、1.6%ほど去年より引き上げられているということでございます。金額にしますと90円ということになっているような状況でございます。引き上げられておりますけれども、昨年同様低水準での買取り状況となっております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） この96%の中でもですね、ヒノヒカリが大変今年は収量が悪うございまして、耐暑性に優れたにこまる、くまさんの輝きなどは大変収量が多いということでございました。それで、山江村でもこういう品種を奨励する考えはございませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではご質問にお答えいたします。

議員が申されました品種のですね、収穫の状況が非常に良かったということは私たちが聞いております。今後、生産者の方が作付けされる品種はですね、えられるのが当然だと思いますけれども、村としてもより収量が高くて買取り価格が高い品種をですね、推奨していければというふうに思っておりますので、またその点は議員の皆さんのご理解をよろしくお願いしたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） このくまさんの輝きとにこまる、これはにこまるは特にですけれども、食味検定で熊本県でもかなり上位のほうを占めております。ヒノヒカリを抜いている状態でございますので、できればこういう気候変動の中で、安定して収量が見込まれるにこまる、くまさんの輝き等を推薦していただき、村民にうるおいを与えるように指導のほうをよろしくお願い申し上げます。

続きまして、燃料高騰による対策についてお伺いいたします。

国が肥料高騰対策として上昇分の7割を補填する支援金についてお伺いいたします。補填率を独自に上乗せする県が、現時点では24県ある。その中で、熊本県もその中に含まれております。飼料高騰を受け、農家負担をさらに軽減するねらいだと思っているところでございます。国の支援分は7割で、24県が上昇分を、残り3割を農家負担の半分の15%を上乗せする県が7割を占めているところでござい

ます。飼料高騰、肥料・農薬等の高騰について、肥料が元肥でオール14が、令和3年が1,704円、令和4年が3,105円、熊本栗有機肥料が、令和3年が1,935円、令和4年は2,873円、有機栗一発が、令和3年が2,263円が3,341円と、尿素が、令和3年が1,486円が3,236円に高騰し、平均4割から5割、ひどいものでは9割が上昇している状態でございます。

村の対策としてどのように考えておられますか、支援策をお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

農家の皆さんへの支援の対策といたしましては、今年の2月から3月にかけて、何度となくご説明をさせていただいておりますけれども、水稻生産者の方への支援金といたしまして、水稻生産継続支援金ということで、反当たり1万円の支援をさせていただいております。約1,200万円を支援をさせていただいたところ です。

また、本年の7月、8月にかけては、畜産農家の方への生産継続支援金といたしまして、母牛に2万円、子牛に1万円、また養鶏のほうにもということで、約650万円ほどを支援させていただいております。これにつきましては、生産継続という名目ではございますけれども、議員が申されましたとおり、高騰する肥料、燃料、資材等ですね、高騰に対応するために支援をさせていただいたものでございます。

議員が申されましたとおり、肥料代、飼料代、価格がですね、今日の時点、また来月の時点ということを知ると、どんどん高くなっているというような状況でございます。ほかの各市町村におきましても独自の支援策をうたれているということで、山江村も先んじて農家の皆さんへの支援はさせていただいたところでございます。

農業分野の支援はですね、議員が申されましたとおり、肥料につきましては、国・県でも積極的に行われております。情報のほうは私たちも把握しておりますし、肥料の補助金につきましては、各買われました量販店、またJAさん等でもですね、申請の受け付けをされるということを知っております。

村独自の支援策といたしましても、幅広い分野での支援が今回の対策で必要となりますので、農業分野につきましても情報を収集し、財源を確保しながら支援策を考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 水稻関係の肥料ですけれども、家畜農家、畜産農家、酪農家等についてちょっとお伺いいたしますけれども、飼料が大変高騰して、トン当たり

5万円だったのが、もう長くしないうちに10万円に到達するのではないかという状況でございます。特に酪農家のほうはとても厳しゅうございまして、今現在で100頭から150頭飼育している人たちが、今のうちに、余裕があるうちに酪農は辞めて離農される方が大変増えております。山江も3件の酪農家がおられますので、大変話を聞きましても飼料の高騰、これに大変苦慮されておりました、とうもろこし等を生産される方は、大変余裕はないという、自家栽培されていても余裕がない状態で、いつどうなるかわからない状態で、今、経営は赤字になるかならないかという状態で、大変苦慮されている状況でございます。

それで、やっぱり、さっきも課長が言われましたとおり、水稻農家に大変10アール当たり1万円、畜産農家に、成牛に対して2万円、育成牛に対しては1万円という、大変助成してもらって大変畜産農家も喜んでおられますけれども、今後この助成を続けていく考えはございませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

畜産農家の方のお話は、実は今日も子牛の品評会をやっているところですが、品評会、また現場に出向く際に、経営が厳しいというような声はお聞きしております。

また一方で、今回支援をさせていただきました支援金につきましては、大変助かったというような声もお聞きしております。また、山江村が先んじて行ったものですから、管内の各市町村でもですね、真似をしてといいますか、今議会とか、臨時会を開きながら、畜産農家の方へ支援をされているというようなお話も聞いております。

先ほども申しましたが、財源を確保しながら、財源が許せばですね、そういった支援策も協議をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） やはり農家は大変厳しい状況でございますので、何らかの助成、支援をお願いしたいと思っておりますのでございます。

それでは、続きまして環境保全型農業についてお伺いいたします。

現在山江村では8件の農家に取り組んでおられますが、現在のように材料の高騰等する中、減農薬、減化学肥料をうたい文句に取り組んでいる環境保全型農業でございますけれども、グリーン農業ともいえますけれども、山江村全体で取り組んでいく考えはないか、執行部がこういう取り組みに指導のほどよろしくお伺いいたします。これに対して、今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

環境保全型農業につきましては、私が答弁するより議員のほうが大変お詳しいということで、答弁するのもお恥ずかしい限りですが、熊本県も議員が申されましたとおり、農薬や化学肥料を減らして栽培することを当然推奨しております。また一定の基準を満たしますと、有作くんシールを貼りながらですね、出荷することができまして、この承認を受けた農作物には加算金も支給されるということで、大変ありがたい制度だというふうに思っております。

現在は、議員が申されましたとおり、2団体のところがですね、取り組んでおられますけれども、この2団体の方が中心となって、他の農家の方に推奨していただきますとともに、村としてもこの環境保全型農業につきましての利便性をですね、農家の方にお知らせをしていき、全体的に広めていければというふうに考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） ちょっとほたる米についてお伺いいたします。

このほたる米については現在どのようになっているのか。山江村で有作くんをブランド化して取り組む考えはないのか、この2点についてお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

まずほたる米についてですが、大変申し訳ありませんが、通告にほたる米のことが書いてありませんでしたので、今の状況につきましてはちょっと私のほうではお答えすることができません。

また有作くんをブランド化することにつきましては、農業者の方とご協議をしながらですね、そういった取り組みができればやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） この環境保全型農業につきましては、思ったよりも簡単であります。その点につきましてまた、今後、減農薬、減化学肥料をうたい文句に推進していくわけですが、私たちがやっている以上、大変消毒もあまりしなくてもいいし、ポイントが9ポイント以下で抑えれば認証されるということで、まして有作くんということでシールを貼って提出しているわけですが、これを山江の米のブランドとして売り出す考えはありませんか。村長にお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 米のブランド化についてはですね、特に山江のお米はおいしい

というようなことで、J Aが石蔵を所有したときに、山江の石蔵が一番最初に、山江の石蔵に貯蔵してあった米が一番最初になくなっていったというようなこともあり、そのブランド化について諸々と私も動きをつくってきたところであります、これまでに。

特にほたる米等のブランド化できないかということで取り組んできたところでもありますけれども、今はなかなか竿がけ米で減農薬というようなことをやっておりますけれども、なかなかその竿掛けをする人が少なくなったということで、そういう課題も見えているということでもあります。

当然、減農薬で諸々の農作物を作るということは、安心・安全な食料をですね、世の中に配布するということになりますし、また、そういう社会的な要請もありますので、非常に大事なことだというふうに考えております。その有作くんにつきましてはですね、山江村云々で取り組むというよりも、県の指導の下にやっている事業でありますから、県のほうがそういう有作くんを特殊栽培米としてですね、ブランド化の道を進めていくような方向であるのかどうか、また、本来なら農協が取り組むべき私はブランド化については仕事の一つじゃないかなということを考えておりますし、そういう関係団体と打ち合わせをしながら、その米のブランド化の方向についてはですね、今後とも協議をしていきたいと思っているところであります。

もうブランド化をしっかりとやられているところはですね、1俵当たり、要するに60キロ当たり4万円近くでまた流通がなされているということでもありますから、1袋30キロで2万円近くの流通の価格があるというようなことであります。そういうブランド化しているところの米と比べて、山江の米が落ちるかというところと決してそういうことはないと思っておりますので、しっかりそういう側面も含めてですね、そういう対策を関係機関と取っていければと思っているところであります。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 将来の水稻栽培をされる、山江村でもほとんどの方が水稻栽培されて、自家消費のほうが大変多ございますけれども、今後ともこういう指導のほどをよろしくお願いいたします。

続きまして、堆肥の活用についてお伺いいたします。

飼料の高騰化する中、堆肥を活用し乗り切る動物性である家畜糞尿堆肥は、窒素・リン酸・カリと栄養分が多く含み、植物性の成長を促進することが、化学肥料に比べ土壌微生物のエサとなる有機物の要素などが含み、土作りに効果も見込まれる。牛ふんの堆肥は時間をかけてゆっくりと分解するため効果は長続きする。牛ふんの堆肥の時間をかけてゆっくりと効果が出るということで、微生物が多くの土壌を柔らかくしたり、有機物を分解するという土作りに最適であります。山江村でも

堆肥を使用する推進する考えはございませんか。

現在ある牧場では、無料で堆肥を配布されておりますけれども、この件につきまして、堆肥を山江村でストックし、場所を提供して堆肥を利用される方にいつでも利用できるような考えはございませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは堆肥の活用についてお答えいたします。

議員が申されましたとおりでございますけれども、肥料のですね、高騰によりまして、堆肥等を活用したらどうだろうかということで、これは農業の専門の新聞にも掲載をされておまして、実践をされている農家の方々が多数いらっしゃるというようなことも承知しております。推奨することは村でも可能でございますが、議員が申されました肥料を村のほうでストックし、提供するような場所ということでございます。なかなか適地もですね、検討しなければなりませんし、様々な環境問題等のですね、諸条件もクリアしなければなりませんので、この場で推奨するというお答えはできませんけれども、議員のご質問を参考にさせていただきながら調査をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） ストックするということは、堆肥も野積みができない状態で、堆肥舎の建設も必要となってくるわけですがけれども、大変やっぱりいろんな面で問題点があると思いますけれども、今後の少しでも農家の負担軽減になるように努力していただきたいと思います。

また、今回農水省が堆肥広域流通を支援するペレット製造に対して助成、下水道で汚泥も対象となるとありますけれども、山江村でも東部で汚泥を堆肥化しておりますけれども、この事業において、堆肥を袋詰めして販売する考えはございませんか。

また、人吉のアグリセンターにおいても堆肥化して、1袋当たり100円で販売されておりますけれども、山江村ではバラで配達されておりますけれども、これをそういう助成のあるうちに袋詰め機械等を購入し、袋詰めする考えはございませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。

今現在、東部地区クリーンセンターにおきましては、汚泥を活用して肥料のほうを生産しております。年間11万7,464キロの生産がされております。令和3年度におきましては、4人の方がご購入されているところでございます。こちらにつきましては、毎年成分分析等、また3年に1回は肥料の登録の更新等も行いなが

ら、肥料のほうは使っているところです。

議員が申された袋詰め等につきましては、機械の購入等そういったところですね、検討しなければならないところもございます。また、そういったところで利用者並びに費用対効果も含めたところで検討させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） この汚泥のペレットですけれども、私もアグリセンターからたまには購入しておりますけれども、これ果樹関係に使用するのには大変効果が出ている状態でございます。それで、この汚泥ペレットを果樹園にふった場合、鳥獣被害、イノシシ等が栗園を荒らすということもございませんので、できればこういう助成があるうちに購入する考えはございませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

ペレット肥料の堆肥ということでご質問がありましたけれども、そういったのをですね、村のほうで推奨するしないは別といたしまして、モデル園等が、山江村にもですね、栗園のモデル等がありますので、実際の効果を図っていければというふうには思っております。

議員がご質問されたのは、多くの意見かどうかがですね、実証の効果が数値等でそういう結果がですね、はっきりしないとなかなか村のほうでも推奨したりそういうことはできないと思いますので、予算の関係もありますけれども、モデル園等で実証しながらということをしていただければと思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） モデル園で実証するということがございますけれども、普通の牛ふん堆肥を使用した場合は大変被害が多くございまして、この汚泥のペレットを使用した場合は、かなり鳥獣被害が少ないということがございますので、どうぞ。今後実証見分されて推進していただきたいと思います。

続きまして、農業機械導入について質問いたします。

農業は機械貧乏と言われるほど、農業にとってはある程度の機械が必要であります。農業の負担を軽減するために機械利用組合が加速し、農家も大変利用者も増えて軽減されている状態でございます。

それにつきましても多様な経営体が、農業施設導入費を3割補助という交付金を新設、農地利用、将来の描く人・農地プランに位置づけられて、経営体や市町村が認めた農家が対象になって、専業農家、認定農業者、担い手等にこのような3割助

成のいろんな助成が出ておりますけれども、これを農家の方はほとんど知らない状態でございますので、執行部が説明する考えはございませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

国等の助成制度、農家の方がよくご存じないという方が多いというご質問でしたので、広報等、ケーブルテレビ等を使って周知していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） このほかに村独自で助成する考えはないか。他町村でもほとんどの町村が助成している町村もありますので、山江村は今後の助成する考えはございませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではご質問にお答えいたします。

今、通告があった内容です、今、助成する考えがないかというご質問でしたので、現時点では考えておりません。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） やっぱり山江村でも自己財源を利用して、少しでも助成をお願いしたいと思っているところでございます。

続きまして、小さな産業づくり交付金事業でございますけれども、現在3名以上で申請となっておりますけれども、1人でも購入できるように規約の変更等を考えておられませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

小さな産業づくり事業につきましては、申請人数を5名から3名ということで、申請人数の緩和をさせていただいたところです。議員お尋ねお一人ということでございますけれども、お一人にするとですね、どなたでも機械のみならず何でもかんでもというようなことになろうかと思えます。この小さな産業づくりのですね、要綱の趣旨にお一人になると添わないというふうに課としては考えておりますので、現時点で申請人数を変更することは考えておりません。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） この小さな産業づくりですけれども、やっぱり農家にとっても使い勝手の良い使いやすい政策をとっていただきたいと思いますので、できれば専業農家であって認定農業者、担い手の方ならば、1人でも購入できるように規約の変更をお願いしたいと思っているところでございます。

続きまして、川辺川事業についてお伺いたします。

山江村は62ヘクタールが造成しておりますけれども、水の手当ても完了し、メーターも設置されて事業が終わっておりますけれども、令和5年度から償還が始まるわけですが、償還の方法、賃貸について、また売買について、受益者からの相談等がなかったかお伺いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

国営川辺川総合土地改良事業につきましては、皆様ご存じのとおり、昭和58年度に事業着手となつてから約40年が経過し、令和5年3月をもっていよいよ完了するという事になっております。事業完了後はですね、議員が申されましたとおり、償還金の支払いとか、水代とかですね、電気代とか、経常賦課金とかの負担が始まります。

そのような中で、土地の造成、区画整理の償還金につきましては、なぜ自分が払わなければいけないのか。もう代替わりしてしまつて農地がどこにあるかわからないと、遠方の方にいらっしゃる方ですが、そういったご相談はありましたし、耕作されている方につきましても、3条資格者の定義をですね、ご説明しながらではございましたが、なぜ作っている自分が払わなければならないのか、所有者の方が払うべきではないかというようなご相談はいただいております。そのご相談につきましては、その都度担当課、農業委員会連携してですね、生産者、土地所有者の方にご説明をいたしながら解決をしているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） この償還につきまして、山江村でも基金を積み立てられておりますけれども、この利用方法をお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

川辺川造成のですね、基金が積み立てられておりましたけれども、その基金につきましては、今回事業が完了した後の村の負担分、農家負担分の立て替えを村で一旦行いますので、そちらのほうに充てていくということになっております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 償還が来年から始まるわけですが、これに対してあとは賦課金が発生します。その点につきまして、土地改良区をつくる考えはございませんか。村長にお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） この川辺川の事業ですけれども、当初、計画当時はですね、非常に農業が盛んでありました。しかし、残念ながら、当初はですよ、3,000ヘクタールを超える土地をですね、一括水を配りながら、山江村においては、造成地に水を配ると同時に、西川内、水が足りない田んぼとかですね、山田地域の水が足りないところに無償で水を配りましょうというような事業であったわけでありまして、途中計画変更がされまして、1,000ヘクタール強になりました。そしてまた事業縮小のために今、管理している造成地と区画整理事業のところだけの事業となったということでありまして。返す返すもこの国の川辺川の事業が順調に進み、現在、水がふんだんに使える農業を10年、また15年前に実現がしていたならば、山江村の農業も随分変わってきた、変わっていたんだろうというふうに考えをしますし、非常に残念な気持ちであります。ただ、その造成したとき区画整理をした土地についてはですね、国費も注ぎ込んでおりますので、当然その償還が始まりますし、その土地改良組合をつくって管理をしていくというようなことになっております。

従いまして、その造成費のお金につきましてはですね、山江村で一括で償還をしまして、その後、5年後に地権者の方から1反当たり年間5,000円だったと思いますが、15年間でありますから7万5,000になろうかと思っておりますけれども、償還をいただくというようなことになります。

山江村で土地改良区をということでありましたけれども、その管理の方法を今後どうやっていくのかということでありまして、川辺川の土地改良組合が現在ございますので、そちらのほうでですね、全体的な管理を行っていきながら、また、そちらのほうに国の管理のための補助金も大きい組織であれば補助金が来ますので、その有利な組合の維持をしていこうというふうに、6市町村ではですね、今、話し合いをしているところでもあります。

一部の町村でそれぞれ土地改良区をつくって管理したらどうかというような話もありましたけれども、そうなりますと、山江村が一番大きいわけですから、いろいろと有利な支援を受けられない状況も出てきますし、一応地権者の方に負担もまた大きくかけるということになってきますので、今のところ山江村での土地改良区をつくるということについては考えていないところであります。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 山江村では土地改良区はつくらないということでございますね。それでは、今後とも川辺川事業に対して今後償還が始まって、大変な農家も負担が大きいと思っておりますので、今後とも指導のほどをよろしく願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、1番、本田りか議員より、1.世代間交流について、

2、「生理の貧困による学校トイレの生理用品設置について」のその後について通告が出ております。

本田りか議員の質問を許します。1番、本田りかさん。

本田りかさんの一般質問

○1番（本田りかさん） おはようございます。議長のお許しにより、1番、本田が通告文に従い、1.世代間交流について、2.「生理の貧困による学校トイレの生理用品設置について」のその後ということで、2点質問をいたします。

まずは、1点目の世代間交流についてであります。山江村ではどのような取り組みをされていらっしゃるのか。また、高齢者の運動機能検査及び認知機能検査等はどうに行っているのかをお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

この世代間交流とはどのようなものかと言いますと、高齢者と子どもといったように、世代を超えた交流を指すかと思えます。これに限らず、学生と社会人とか、現役世代と引退世代のように、異なる世代が交わることが世代間交流に当たるかと考えております。

ご質問は世代間交流に関する取り組みということでございますが、現在のところ、異なった世代が存在する地域、学校、職場、家庭など、それぞれのコミュニティで自然に営まれる交流の中に世代間交流が生まれると認識しておりますので、特に世代間交流だけにスポットを当てた、そこに意識した取り組みというのは行っていないのが現状でございます。

村の主催、共催で行っている事業を強いて申し上げるのであれば、村民体育祭、新春駅伝大会などがありますし、やまえ産業振興まつりにおいては、村内小中学生に共同募金のお手伝いをお願いしたり、やまえ栗まつりにおきましても栗の販売のお手伝いをお願いしたりした実績がございまして、これらには世代間交流が含まれているかと考えております。

次に、高齢者の運動機能検査や認知機能検査等はどうにされているかというご質問でございます。

本村では、健康寿命を延ばす取り組みといたしまして、様々な取り組みを行っております。にこにこ食のつどいや骨こつ健康クラブ、介護予防拠点、公民館事業のようなものでございますが、こちらについては、65歳以上の方がどなたでも参加できる事業でございます。またゆったり入浴サービス、たっしゅかクラブ、元気が

出る学校など、要支援１から２の方が利用できる介護予防生活支援事業サービス事業も行っております。

このような中で、熊本健康支援研究所という事業所とですね、業務委託契約を行いまして、地域巡回型介護予防健診という事業を行っております。事業の内容を簡単に申し上げますと、村内１６地区を委託先の事業所が巡回いたしまして、参加された住民の方に対して、基本チェックリストに基づいた質問、そして、併せて握力測定や片脚立ちなどによる筋量測定を行います。これにより、生活機能や運動機能、栄養状態、口腔機能、加えてまた認知症や閉じこもり、うつ傾向の有無なども確認することができるようになっております。また、この事業は概ね年度初めと終わりの２回実施することによりまして、対象者の健康状態がどのように変化しているかも把握できるよう努めているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君）　１番、本田りかさん。

○１番（本田りかさん）　先ほど答弁に世代間の交流を特別に行っていないというお話でした。現在まだまだコロナウイルス感染症が広がっておりますが、高齢者と子どもたちが触れ合い交流する機会があるのかをお伺いするつもりでありましたが、先ほどお答えいただいたので、この質問はいたしません。

今年９月、当議会総務文教常任委員会の行政視察におきまして、美里町へ行ってきました。この町では、この町に限らず全国的に言えることですが、総人口、年少人口、生産年齢人口といった人口推移が年々減少しており、高齢化も進んでいるといった状況でした。

そういった中、様々な努力をされておられました。その中の目標と取り組みが三つほどございまして、一つ目は、健康で生き甲斐のある暮らしづくり、これは高齢者の交流機会をつくり、介護予防の取り組みを行うといったもので、二つ目は、特色がある教育環境づくりとして、プログラミング教育とＩＣＴ教育の充実、この二つは山江村でもいち早く、先ほども言われましたが実施されております。三つ目の世代間交流による支え合いの地域づくりの中で、高齢者と若年層の世代間交流の一つとして、今、全国で話題のｅスポーツの取り組みをさせておられました。これは大変素晴らしい事業で、高齢者向けのｅスポーツの評価として、スポーツ実施中の脳波の測定も取得でき、α波、β波ともにゲームを通して活性化されることが確認されており、学術的にも意義は高いとされています。

また、このコロナウイルス感染症の広がりの中でも、人との間隔がとれ、別々の場所からも対戦も可能といった、良いところづくしのこのｅスポーツをぜひ山江村の高齢者の方々にも体験していただき、子どもたちとの触れ合いのツールとして、この山江村に取り入れていただくお考えはないかお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

先ほどご紹介のありました美里町の研修につきましては、健康福祉課からも同席させていただいております。美里町におけるeスポーツの先駆的な取り組みということで復命を受けているところでございます。eスポーツというツールを活用されながらですね、世代間交流を図られ、その中で、高齢者にとっては介護、認知症予防の集いの場の創設、それから子どもたちにとってはプログラミング教育、ICT教育の場を創設するという素晴らしい取り組みかと考えます。

さて、これをですね、山江村に置き換えますと、先ほど議員のほう申されましたとおり、既に集いの場事業は村内19カ所で実施しております。開催頻度は地域により異なりますけれども、定期的に行われております。体操やタブレットを活用した脳のトレーニング、それからスマートフォン教室、介護予防健診、山江村食改善推進員さんとのコラボにより栄養指導などですね、様々な取り組みを行いながら、公民館ごとの実施事業として運営されております。

また児童・生徒に対するICT教育につきましても、教育委員会及び各学校におかれましては、10年以上前から先駆的に取り組んでおられまして、児童・生徒一人一人が主体的にタブレットを活用できる環境整備、具体的に言いますと、1人1.7台のタブレットPCを保有している状態でございまして、タブレットPCと従来の辞書を組み合わせた複合的教育だとか、プログラミング教育、プログラミング授業ですね、ネット環境を活用した他校との交流とか、学校教育の現場で教職員の皆様の努力と相まって、その成果は児童・生徒の学力として顕著に表れているところでございます。

これからほかの団体、自治体におかれましてですね、達成しようとされるこのような最終目的が本村におきましては既に基盤としてできている状況でございますので、eスポーツという同じツールを活用するとしてもですね、達成すべき目的が異なってまいりますし、その実施方向も違ったものになるのではないかと考えております。高齢者及び子どもたちを取り巻く現状が刻々と変わっていくと考えられますので、今後も引き続き、先ほど申されましたeスポーツの有効性というのを考えながら、それを含む様々なツールを検証して、達成すべき目的に最も有効と思われるツールをですね、活用して事業実施に当たりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） じゃあ私からも補足させていただきたいと思いますが、課長がですね、全般的に答えたとおりであります。ただ議員お尋ねの世代間交流というこ

とをちょっとよくよく考えますと、行政としてはコミュニティ政策になろうかと思っております。いろんな村民の方々がしっかり絆を結ばれながら、より良い暮らしをしていくというようなことでありますし、そのことについては役場としてはですね、本当にケーブルテレビ事業を中心にいろんなコミュニティ政策を展開しているというようなことであります。

ただ、そのコミュニティ政策の中にどうしても欠かせないのがですね、役場のみならず、民間、村民の方々の協力なしにはこのコミュニティはできてこないということでもありますし、当然子どもという話がありましたけれども、学校側との連携も必要でありますし、いわゆる役場と村民の方々と学校との関係をしっかり住民参加としてですね、どうやっていつくっていくかというようなことが求められているんだろうということを思っておりますし、私いつもかちゃりと言っておりますとおり、コミュニティこそがですね、この山江村のいろんな行事をする、また山江村の将来に向かっていく大きなそのコミュニティの要素だというふうに考えているところであります。

その中でeスポーツという手段を、美里町のほうで研修されてこられたということでもありますけれども、その手段を使ってはどうかというような話であらうかと思えます。美里町、私もですね、美里の町長、上田町長とは非常に懇意にしております。実は建設課の職員も上田町長と話し合いながら1人もらったというような経緯もあります。そういうこともありますので、そのeスポーツがどういう効果をしっかりもたらすのか、山江村に今までやってきた事業との整合性もありますので、その付近をしっかりと検討させてもらいながら、そのeスポーツの手段としてのeスポーツのあり方というのを検討していければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 村長の補足のように、かちゃりの精神で皆さんつながっていただけたらなと思っております。ぜひ前向きなご検討をよろしくお願いいたします。

次に、2点目の生理の貧困による学校トイレの生理用品の設置についてのその後ですが、ちょうど1年前私この質問をいたしました。教育長よりニーズ性が出てくれば検討をしていかなくてはと考えているとのご答弁でしたが、その後の経過はどのようなになったのかをお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではお答えしたいと思います。昨年12月にですね、質問いただきましたけれども、その後ということでございますけれども、この生理用品の設置につきましてはですね、毎月校長会、それから養護部会を開いております。

すけれども、その中でいろいろ意見を聞いているところでございますけれども、現状から申し上げますと、各学校ともですね、保健室に常備をしておいて、必要なときに本人が取りにくるというような対応を現在も行っております。

中学校におきましては、実態といたしましては、月に1人ないしは2人程度が準備してくるのを忘れたということで取りにきている状況、それから小学校におきましては、月に1人いるかいらないかということで、急に生理が始まったというようなことで取りにくる子どもがいるというような状況です。

また、そういうことをかんがみますと、その実態からいたしますと、保健室に常備して、必要なものがもらいに来る方法のほうがですね、先生方からしますと、そのときに子どもたちの健康状態、あるいは子どもたちの生活の様子あたりもよく聞けるというような状況で、今の現状ではですね、そういう方法のほうが良いという意見でございましたので、そういう対応を取っているところでございます。保護者からの設置要望というのも全然あっておりませんけれども、そういう状況で今、推移をしているところでございますので、また今後、いろいろそういう状況になってくればですね、ちょっと考えていきたいなということで思っております。今の現状としては以上申し上げたとおりでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 今、この物価高騰の中、全国で設置の広がりが増えているといった状況ですが、今月の人吉球磨管内の議会においても質問され、試行期間として設置をするといった、小中学校に設置をするといった動きも始まっているようです。このことに対してどのように考えておられるのか、伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではお答えしたいと思います。今、議員おっしゃったようにですね、いろんな市町村でいろいろ対応を考えておられるということでございますけれども、この生理用品の設置につきましてはですね、私もちょっと調査をいたしましたが、各地域、それから学校自体で非常にいろいろ設置状況は違います。人吉球磨ではですね、一町村現在やっております。トイレに設置しているということでございます。あと、ある市がですね、実際に試行期間というような形で3カ月ほど様子を見るというようなところで今やっております、その後どうするかというのは今後考えるというような状況で推移しているということは聞いております。

本村におきましてはですね、性教育の中で、特別活動、それから保健体育の授業の中でですね、発達段階に応じまして指導が行われているわけでございますけれども、私思いますのは、自分の体のことをしっかりと理解をして、命を大切にすることを育てるというのは大変大切なことではないかなと思っております。生理につき

まして子どもたちが自分の体の変化に気づいて、生理用品等を準備したり体調管理をするなどですね、自分の体を正しく理解して生きていくことが、これから先大切ではないかなと思っております。今後もですね、村内の学校におきまして学校と連携をしっかりと取りながら、児童・生徒の実態を勘案しつつ、適切に対応していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 1 番、本田りかさん。

○1 番（本田りかさん） 自分の体のことをちゃんと理解するというお話でしたが、本当に困っている多感な生徒は、うちは貧困なので生理用品をくださいと毎回何度も保健室に取りに行くとは思いません。また、男性方には理解しづらいかと思いますが、思春期の月経というのは周期も不安定で、いつくるかわからないといった性質のものです。そんなときにトイレに生理用品があるとわかっていたらどれだけ安心し、過ごせるでしょうか。

この問題はトイレットペーパーに置き換えて考えていただきたいです。トイレットペーパーは男女ともに使うものですし、どのトイレにも設置してありますが、ほとんどの女性が使う生理用品は自分で購入しなくてはならない大変不利な現実です。そういった意味で、貧困に限らず、国民すべての女性に当てはまることだと考えます。女性は将来大事な子どもを残すための準備として生理があります。それはとても重要なことです。今言ったことを踏まえ、金額的にも少額なことですし、地域女性活躍推進交付金など活用し、設置すべきと考えますが、ここで質問をいたします。設置を実現するためには何か問題や課題があるのでしょうか。また、今後の対応についても併せて伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） 生理用品につきましてはですね、今、議員がおっしゃるとおりだと思います。そのことをしっかりと私たちも受け止めているわけでございますけれども、学校の現状といたしましては、先ほど申し上げましたような現状でございますので、今後ですね、やっぱり実態がそれぞれ違いますけれども、先ほどトイレットペーパーの話も出ましたけれども、そういうふうになってくる可能性はございますので、その折にはですね、しっかり考えていかなければいけないことだろうと思っております。

ただ、今の現状からしますと、学校としましては、また生理用品の設置についての時間を取ったりですね、今、コロナの消毒の対応のほうでですね、非常に今、苦労して遅くまでしているところもございまして、そういう働き方改革の面からですね、考えていかなければいけないと部分もございまして。しかしこれは大切なこととございまして、しっかりそのあたりとうまく連携してですね、うまくいける

ような状況に持っていきたいというふうには思っておりますけれども、今のところではしっかりやっぱり子どもたちが自分の体を知って、そして先生方も取りにきたときにいろんな話ができるということで、非常にその点では良いという意見でございますので、それを尊重しつつも、今後そういう状況になってくればですね、今おしゃたことにつきまして考えながら、設置する方向で考えていくことも大切ではないかなとは思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 教育行政の視点からは教育長が答えられたということであります。そのことと含めて、役場としてどういうことを考えるか、行政としてどういうことを考えるかということでもありますけれども、まず、学校はですね、いろいろ聞きますと、必要とされる方にしっかり寄り添って、生理用品を支給しているということでもありますので、問題ないのかなという気はしております。ただ、生理の貧困という、貧困という問題は、いわゆる経済的理由で生理用品を買えない人がいるんだというようなことが問題になっているということでもあります。

従って、小学校高学年から中学生にかけてもそうありますが、自分の小遣いの中からですね、やっぱりその生理用品を買う人もいるんじゃないだろうか。ただし、どうしても優先順位が下になってしまって、なかなか生理用品が手に入らないという方がおられるんじゃないだろうか、そのことが問題になって貧困問題が出てくるんだろうということを考えます。要するに、そういう児童・生徒、またそういう人が貧困によるそういう人がいないようにどういう対策を打っていくかということが肝であろうかと思っておりますので、教育長言いましたとおり、生徒一人一人に今、保健の先生寄り添っていただいているということでもあります。また役場としてもですね、ぜひそういうような課題については相談いただくと、災害用にとっております生理用品等は、問い合わせの内容によってですね、支給するというようなことも健康福祉課のほう考えておりますし、社会福祉協議会のほうにでもそういう話もしていただくと、そういう対応はできるかというふうに思っておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（中竹耕一郎君） 1 番、本田りかさん。

○1 番（本田りかさん） 前回も私、ストック用の生理用品を使ってというお話をしました。この願いが叶わないことがちょっと残念に思っています。できないではなく、できるためにはどうすればいいかを考えていただきたいと思います。一日も早く設置されることを願いながら、私の一般質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を午前11時15分といたします。

—————○—————

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

—————○—————

○議長（中竹耕一郎君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、8番、西孝恒議員より、1. マイナンバーカードについて、2. 新型コロナウイルス感染症対策について、3. 山江村のスポーツと文化活動の在り方について通告が出ております。

西孝恒議員の質問を許します。8番、西孝恒君。

西 孝恒君の一般質問

○8番（西 孝恒君） 8番議員、西です。議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。よろしくお願いします。

本日の質問内容は、ただいま議長よりありましたように、1. マイナンバーカードについて、2. 新型コロナウイルス感染症対策について、3. 山江村のスポーツと文化活動の在り方についてとしていますが、この3番目の質問につきましては、通告後に現状を理解しました結果、質問はその適切な時期はみましたうえで行うのがよいと考えますので、今回は割愛させていただきます。それで2点であります。

まず、マイナンバーカードについてであります。実は、私は昨年9月定例会でもマイナンバーカードの普及率や安全性についてお尋ねしていますが、そのときは35.9%で、県内でも上位であるということでした。今回はカードへの付加価値も様々付いていますので、マイナンバーカードのポイントも第2弾となりまして、最大で2万円分のポイントがもらえるということです。ただ、その期限はカードの申請が今年12月まで、ポイントの申し込みは来年の2月末までとなっているようがあります。これは国の方針で、なるべく早くすべての国民へマイナンバーカードを申請してもらうということのようですが、カードの申請からカードができて、次にマイナポイントを申請するということをやってみたら、スムーズにいかずにつまづく人もいるかと思います。すべての人がそのままでポイントがもらわれないようなことがないよう、フォローやサポートが必要だと思いますが、また、もちろん村でもですね、その点はやまえ広報、回覧、防災無線等でもお知らせやその対応時間帯の

延長などもしてもらっていますけれども、現在のカードの交付率とマイナンバーポイントの申請手続きのサポート状況についてお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

本村のマイナンバーカードの交付率につきましては、令和4年11月20日現在で55.11%となっております。ちなみに全国平均の11月末の時点ですが、53.9%、これが全国平均となっております。

次に、マイナポイント申請手続きのサポート状況ということでございます。スマートフォンやタブレットをお持ちでない方、また手続きの仕方がわからない方を中心に申請のお手伝いをさせていただいております。9月の下旬から、我々の健康福祉課内におきましてタブレット、パソコンなどをですね、お手伝いができる環境を整えまして、お手伝いを開始しております。お尋ねのみの方を含めまして、11月末までに180名の方、申請手続きをお手伝いしております。状況は以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 全国の平均以上ですね、申請者数ということであります。カードにマイナポイントを付ける場合、やっぱりカードと紐付きにする条件がそれぞれあるわけですから、その長短も含めて引き続きよろしくをお願いします。

次に、マイナンバーカードの健康保険証利用についてですけれども、この点はポイント申請に大きく関わる場所ですけれども、この健康保険証とマイナカードを紐付けるということについて、それぞれの医療機関で賛成反対があるようで、私も行きつけのところでは反対していますというチラシが貼ってありました。そこでマイナンバーカードの健康保険証利用について、メリット・デメリットについてお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

メリットのほうから先にお答えしたいと思います。まず、転職、結婚、引っ越しをされた場合でも、新しい健康保険証の発行を待たずに保険者での手続きが完了次第、マイナンバーカード保険証で医療機関、薬局を利用することができるというのが一つ目のメリットかと思います。

また、マイナンバーカードを用いまして、診療、薬剤情報、特定健診等情報、医療費通知情報を閲覧することが可能となります。これらの薬剤情報と特定健診情報につきましては、患者様の同意を得たうえで医療機関に提供され、より良い医療を受けることができるようになります。身近なところで申しますと、お薬手帳を別に

持ち歩く必要がなくなるというところでございます。

そのほかでございますが、高額医療費の限度額を超える支払いが発生した場合、現状では限度額適用認定証が必要となりますが、こちらにつきましても認定書なしに限度額を超える金額の支払いをすることが不要となっておりまして、さらにでございますが、マイナポータルとe-Taxの連携で、確定申告の医療費控除手続きが簡単に行えるということがメリットになるかと思っております。

また、マイナ保険証に対応できる医療機関で保険証を提示する場合でございますが、マイナンバー保険証を提示した場合は、窓口での追加負担が6円ですみます。ですが従来の保険証を提示しますと12円の追加負担が必要となりますので、ここで6円分安くすむことになります。こちらは初診時でございます。

次に、デメリットについてですが、まず一つ目にですね、現時点ですべての医療機関や薬局が対応しているわけではないというところかと思っております。マイナンバーカードを保険証として利用するためには、医療機関や薬局がカードに対応した機器を導入する必要があるございまして、先ほど西議員申されたようにですね、医療機関によっては反対をされているところがあるというような事情もこのようなところかと思っておりますが、こういった機器の導入が初期導入費用が高額となるために、医療機関や薬局などにおいては、導入が遅れているところもあるようでございます。この場合、マイナンバーカードとこれまでの通常の保険証、これを両方持ち歩かなくてはいけない期間が発生してしまいますので、こういった煩雑さはデメリットになるかと思っております。

二つ目でございますが、保険証としての利用登録は基本はオンラインかマイナポータルですね、オンラインかセブン銀行ATMで行うこととなっております、高齢の方やインターネットが不慣れな方にとってはわかりづらいところが多々あるかと思っております。ただし、この点につきましてはですね、先ほども申しましたが、山江村役場戸籍係窓口において、健康保険証との紐づけもお手伝いをさせていただいておりますので、不明な点は遠慮なくお尋ねいただきますと対応させていただきます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） マイナンバーカードを保険証として使う場合ですね、メリット・デメリット、ご答弁から新たな情報がですね、様々あることがわかりました。メリットの部分は、マイナンバーカードの利便性がよくコマーシャルされますが、保険証として使う場合の便利ではない点や不具合な点もよく新聞など出ていますので、これから申請の方のためにも、デメリットの部分も理解されたうえで、カードの作成やポイントを付けるときの参考のためにご答弁をいただきました。

それから最初のほうで申しましたけれども、マイナポイントを付けられる第2弾の期限は、来年2月末までですが、これからカードを作る方は、今年の年末までということですから、駆け込み申請もあるかと思いますので、引き続きですね、よろしく対応をいただければと思います。

次に、政府では閣議決定のデジタル田園都市国家構想の基本方針で、本年度からマイナンバーカードの交付率を地方交付税の算定に反映させることになるようで、理由としては、カードの普及に伴う自治体の経費を賄うためということのようですが、このように自治体ごとのマイナンバーカードの交付率に応じて、地方交付税の算定に差をつける方針について、自治体としてお考えをお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 地方交付税をマイナンバー取得率によって減らしますよというような話でありました。特に全国平均を下回った自治体には、その交付税についていろんな措置を講じますというようなことが総務省から流れてきたわけでありまして。ある意味、全国の自治体に激震が走ったということでありまして、我々全国町村会としてはですね、930前後自治体ありますけれども、すべてそういうやり方は反対だということを意思表示をいたしております。全国は1,741自治体ありますので、その半分以上は町村でありますから、町村がそういうやり方についてはですね、そぐわないというような意思表示をしているところであります。

ただ問題は、普及率をやっぱり上げることが大事でありますので、本村としても、少なくとも3分の2の方、66%ぐらいの方についてはですね、早めに取り上げていただきながら、その利便性を共有していただきたいと思っているところでありますので、交付税云々よりも取得率を上げるというほうにしっかりと重点を置いて取り組みを進めてきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） ただいま村長よりありましたように、全国町村会では、ちょっとそぐわない考えということで、なるほど妥当なお考えだと思われました。マイナンバーポイントのですね、第2弾で、最大2万円のポイントは付けられる期限は今のところ2月末ということからしまして、政府は令和4年度末までにはほぼすべての国民にマイナンバーカードを取得してもらう目標のようではございますけれども、地方交付税は、すべての自治体が一定の行政サービスを行う財源を保障するために、国が自治体に代わって徴収し、人口や面積などに基づく算定と交付で、財政の不均衡を調整するものであるとなっているようですから、そのマイナンバーカードの交付率による地方税の算定について、国の恣意的な要件を加えるように見えますが、このことはやっぱり制度の趣旨からしましてですね、いかがかと考えられますので、やはり、村

長のご答弁のような状況になったのだと思います。各自治体からはですね、やはり批判も出ているようであります。

次に、新型コロナウイルス感染症についてであります。新型コロナウイルス感染症は、今のところ第8波のピーク前のようですが、特に第7波のときに、本村でも7月から8月は急拡大しましたようで、実は私もそのとき感染した1人でありまして、感染しますと皆様にご迷惑をおかけしますので、大変責任を感じたわけですが、その第7波における本村の発生状況と、その対応や対策の支援状況についてお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

第7波の発生状況ということでございます。本村、それから熊本県の基準にですね、うちのほうも準じて対策をとっておりますので、熊本県の状況等も交えながらお話しさせていただければと思いますが、本年7月初旬から徐々に感染者数が増え始めました。夏休みの移動や感染力の強いオミクロン株BA5の増加がみられまして、同月中旬以降から爆発的に感染が広がりました。

熊本県下においては、8月1日に熊本県BA5対策強化宣言を発令されまして、当然本村もこれに準じまして対策をとってまいりました。お盆の帰省等と重なりまして、8月の中旬ごろには感染者数がピークを迎えております。このピークが8月の後半ほどまで続きますが、9月に入ったあたりから徐々にではございますが、感染者数が減少傾向となっております。

9月29日に行われました熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門会議においては、9月末頃ですね、県の警戒レベルをレベル1に引き下げることも可能であると9月の末ごろ座長がコメントしております。翌月の10月に入りましてさらに検討を重ねられた結果、10月14日の発表において、熊本県のリスクレベルが1に引き下げられたところでございます。ここで一旦は7波の波がですね、落ち着いたと言えるかと思えます。

発生時の状況を、その対応ということでございますけれども、これまでと同様に手指消毒の徹底、定期的な換気、マスクの着用、3密を避けるなどの対策をとっていただくべく、防災無線やケーブルテレビ、チラシや広報やまえでお知らせをお願いしてきたところでございますが、健康福祉課内に抗原検査キットを常備いたしまして、村民の皆様は無料でご利用いただける環境をつくりまして、感染拡大防止に努めてまいったところでございます。

しかしながら、これまでとちょっと違う状況があるところを申し上げますと、国県ともにこれまでのように重い規制を行わずに、住民一人一人がそれぞれに感染対

策をとりながら、普段の生活を送りましょうというwithコロナを推進しておるため、本村におきましても、国県の方針に順次まして、withコロナを推進してまいったところでございます。

支援状況ということでございますけれども、例を挙げますとですね、ご家族の方全員が感染をされて買い物にも行けないと、ほかに頼めるようなご親族もご友人も近くにおられないというご相談がございましたので、この折には、熊本県の福祉事務所、人吉保健所、それから山江村社会福祉協議会などと協議協力しながら、非常食常備しておりますものをお届けした実績がございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 感染者への対応は良くしていただいたと思います。新型コロナウイルスの感染力は強いので、ちょっとの油断や、気がついたらかかっていたということですから、抗原検査を受けようとする人や、それが陽性であった人に対する対応や支援は大変やりにくかったと思います。私も抗原検査をしなければと思ったその日が休日でしたけれども、役場では当番の職員さんが適切な対応をされましたので、その後病院でのPCR検査、そして熊本県療養支援センターの指示により、計画されたとおりに快復をしましたが、特に健康福祉課担当の方や保健師さんはもちろんですが、休日当番の職員さんも早い対応をしていただきましたので、気分的にも楽になり、療養もスムーズにいきました。その対応にはありがたく思いました。現在もケーブルテレビでも保健師さんの新型コロナウイルス感染対策とその備えなどについてですね、内容は第8波に向けても通じると思います。

次に、これからインフルエンザも流行の季節となりまして、新たな第8波に備える。対応策ですけれども、ワクチンも第3回から4回目、5回目の方や、途中で感染した人など様々であります。その予防対策としてオミクロン株のワクチン接種も行われるようではありますが、新制度やその対策の流れなど改めて徹底をお願いしたいと思います。

また、第8波に向けてのワクチン以外の感染防止対策についてもお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

議員申されてされておりますとおりですね、管内及び村内においても感染者数は確実に増加しているようでございます。その対策ということでございますが、8波だからといってですね、これまでと違うことというのは必要ないというわけではなくて、これまでと同様にしなくてはいけないと考えております。先に述べさせていただきましたとおり、国県ともにwithコロナの方針を掲げておりまして、本村におきましてもこれに準じております。また、感染者数の全数把握というのをですね、

これまで行っておりましたが、令和4年9月26日を境にこの全数把握を行わないことと方針が示されまして、行っておりません。全数把握を行わないということでございますので、村内で誰が感染されているか、何名の方が感染されているかも全くわからない状況でございます。このような状況下で、誰が感染するかわからないというところでございますので、住民の皆様が、お一人お一人がですね、手指消毒、定期的な換気、マスクの着用など対策を徹底していただくことはもちろんでございますが、やはりワクチン接種が可能な方におかれましては、積極的に接種を進めていただく、また外食などをされる機会がある方は、可能な限りコロナ対策実施認証店舗をご利用いただくなどの対策をとっていただきたいと考えているところでございます。私たちとしましてはですね、事あるごとに対策について持ち得る媒体をですね、使わせていただきまして、フルに周知をさせていただき所存でございます。

また、これまでに新型コロナウイルスのまん延に幾度か直面してまいりましたけれども、コロナウイルスが発生して以来、インフルエンザの流行が縮小傾向にございました。先ほど西議員申されましたとおりですね、インフルエンザの季節になっておるということもございますが、このマスクの着用の徹底というのがですね、インフルエンザのまん延防止にですね、非常に有効であったというふうに捉えております。ですからこれまで同様にですね、海外ではマスクをしていないところとかもございますけれども、今しばらく我慢いただいて、マスク着用にご協力いただきたいと思っているところでございます。

ちなみに、コロナウイルスとインフルエンザワクチンの接種は同時接種が可能となっておりますので、もしもご希望等がある場合は同時接種のお問い合わせはですね、医療機関のほうにご相談いただきますと、対応できる場合は同時に接種が可能かと思います。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） ちょっと訂正なり補足させていただきますけれども、9月26日より全数把握を行わないと課長言いましたけれども、全数把握はしております。熊本県内で何人感染しましたというのは出しております。人吉保健所管内で何人発生しましたというのはしています。ただし、市町村ごとにですね、山江村では今日は何人ですよというような報告が全くわからない状況でありますから、その対応策については国県に準じて、いわゆるwithコロナに準じてやっているというようなことであります。

withコロナというと、コロナとしっかり向き合いながら感染予防をとりながら、社会経済活動をやりましょうというようなことであります。中国ゼロコロナをとっております、今あまりにも厳しすぎると暴動も起きているようでもありますけれど

も、役場が、市町村がですね、勝手にそういうゼロコロナとして、ステイホームとか言えない状況でありますので、国・県と連携をしながらやっていくというようなことでもありますので、よろしくお願いしたいと思います。

先ほど申しましたとおり、基本的なですね、マスクの着用を始め、3密を避ける、換気をするというようなこと、手洗いする、うがいをするというようなことが、何と言いましても感染予防になりますので、自主的にそういう行動をとっていただきたいと思っておりますし、感染拡大ができるだけ抑えられるように、役場としてもいろんなことを考えているところでありますから、よろしくお願いします。

なお、いろんなことと言いましたけれども、ご不安な方は検査キットをですね、抗原検査キットを役場に備えておりますので、ご不安の方は遠慮なくご相談いただきながら、大分精度は良くなっているようでありますから、ご活用いただければと思っていますところであります。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 一応本村の方針としてですね、withコロナ的にマスクは推進して、3密の回避、またイベントなどもですね、ありますけれども、今後の対策として、イベントの中止とか延期とか、制限とかについては、一応ですね、その状況によって臨機応変に考えるということだろうと思います。そのへん今後の行事についてとかそういうのは今後のですね、そういう臨機応変に考えるということでしょうか。お願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） では答弁しますけれども、今まで感染対策を全くやってきていなかった。感染した人は丁寧に対応してもらったとおっしゃいましたけれども、途中でですね、以前の予防対策についてもですね、きめ細かくやってきたところがあります。各地域にその感染対策、予防対策として10万円を寄附しながら、それぞれの地域課題によってアクリル板をしたり、自動でできる消毒液を買ったり、いろんなことをやられてきたし、またその事業所に対してもそうやってきておりますし、諸々の感染対策をメニューを広くしながらやってきたということでもあります。

そういう中において、現在どうなっているかということでもありますけれども、そういう感染対策はしっかり必要とあるところには打っていくというようなことと含めて、いろいろ感染拡大を予防したいという思いであります。

ただ、withコロナというのはですね、イベントについては、私の考えとしては、村民体育祭はやめました。なぜかと言うと、マスクをはずしていろんな活動をする場面があるというようなことでもあります。産業振興まつりはやりました。これは、先ほど言いましたとおり3密を避けるという意味で、芸能人は呼びませんでした。

それから、マスクをはずす意味場面がなないように、アルコールの販売はしませんでした。それから飲食のスペースはつくりませんでした。そういう条件の中で、いわゆる参加された方々がですね、マスクをはずさずに楽しくその会場で過ごせるようなイベントの形をとったということで、感染対策をとりながらの産業振興まつりを行ったというようなことであります。栗まつりについても同じようなことでありまして、アルコールの提供もありませんし、イートスペースも取りませんでした。

また、体育館の中に入る人は、1時間に200名に限って、これは申込者によりますね、そういう出入りをしながら感染対策をとってやったというようなことであります。いわゆる産業振興まつり、栗まつりは、withコロナとしてですね、行動自粛はせずに、工夫をしながらやっていったというようなことになります。この方針がwithコロナというふうに私考えておりまして、そのような方向でイベントのあり方については実施していきたいと思っております。

近く行われます駅伝大会でありますけれども、現在、球磨一周駅伝大会、球磨一周の市町村対抗駅伝大会、それから明けて熊日の郡市対抗女子駅伝大会並びに郡市対抗の駅伝大会ともに予定通りに開催されるというようなことになっているところでもありますし、いわゆる、どうしても選手編成ができないところは自主的にといたしますか、自己責任において出場を辞退すると、これ甲子園がそうでありましたとおり、そのような方向がwithコロナだというふうに考えているところでもあります。いわゆる、今もですね、増えているという予感がありますが、山江村で果たして20人ぐらい感染されているんだろうか、それとも30人ぐらいだろうか、50人はおられんなあとか、そういうことを毎日思いめぐらせてみても、その実態が私のほうでは全くわからないという状況でありますから、一つ先ほども申し上げましたとおり、国・県がいろいろな行動自粛を行うということであれば、当然役場としてもそれに従いますし、国県が予定どおりいろんなイベントについて、その都度やる云々も含めてですね、考えが今のような考えであれば、年明けの成人式、それから出初め式、そして村内一周駅伝大会とイベントが続くわけでもありますけれども、予定どおり開催をしていくというような方針でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） ありがとうございます。

withコロナの考え方として、新型コロナウイルスの感染防止では当初から3密防止とか、3密を避けることが基本中の基本でしたけれども、最近大分緩和されまして、行事やイベントも多くなりましたが、密状態を避けることがですね、ちょっと難しくなっているようですけれども、本村では、その中でも対策をしながらということで

すね、対策がとられているということは感じました。

以上で終わりますが、最後の質問は、最初に申し上げましたように、状況によりまして割愛させていただきます。

通告しました質問は以上でございますので、これで私の一般質問を終わります。
ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思います、
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後 1 時半といたします。

—————○—————

休憩 午前 11 時 49 分

再開 午後 1 時 30 分

—————○—————

○議長（中竹耕一郎君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、2 番、久保山直巳議員より、1. コロナ禍における高齢者の介護予防事業
及び地域包括支援センターの業務について、2. 健康増進事業について、3. 狂犬
病予防事業について通告が出ております。

久保山直巳議員の質問を許します。2 番、久保山直巳君。

久保山直巳君の一般質問

○2 番（久保山直巳君） 議長よりお許しをいただきましたので、2 番、久保山が一般
質問を行います。

1. コロナ禍における高齢者の介護予防事業及び地域包括支援センターの業務に
ついて、2. 健康増進事業について、3. 狂犬病予防事業についてということでご
ざいます。

まず始めにですね、介護予防事業の件数であります、本村におきましてはです
ね、地域包括支援センターにおいては、総合的な相談の支援、権利擁護のための業
務、ケアマネジメントの支援、介護予防マネジメントなど業務が多岐にわたり、介
護予防事業においては、利用者ニーズに合った本村独自の介護予防事業も実施して
おられます。

まず始めに、介護予防事業の件数についてお伺いします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

地域包括支援センターの業務は、議員おっしゃったとおりですね、多岐にわたります。関連のあるすべての事業ですとかなりの数となりますが、その中でも介護予防事業に限定した事業数ということでございます。大きく分けまして介護予防を生活支援サービス事業と一般介護予防事業に分かれます。介護予防生活支援サービス事業の中には、軽度支援サービス事業、保健師・看護師訪問事業、ゆったり入浴サービス事業、元気が出る学校事業、たっしゅかクラブ事業、たっしゅか弁当サービス事業の六つがございまして、それから一般介護予防事業の中には、にこにこ食のつどい事業、骨こつ健康クラブ事業、介護予防拠点事業、地域巡回型介護予防健診事業の四つがございまして、介護予防事業だけで10の事業を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 10の事業を実施されているということでございますが、ほかの市町村と比較して平均的な事業数なんでしょうか。その件をお伺いします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

他の自治体で行われている介護予防事業の件数につきましては、様々ございますが、平均いたしますと三つから四つの事業を行われているのが現状かと思えます。山江村では10の事業を実施しているということで、その数的にはですね、倍ほどの事業をしているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 他の市町村よりもですね、数多くを実施をされているということで、大変山江においては手厚いサービスを実施していただいているということでございます。その中でもですね、他機関からの支援等の委託ですね、委託等、支援等の件数についてどれだけあるかお伺いします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

業務委託による関係機関と申しますと、今のところですね、軽度支援サービス事業、ゆったり入浴サービス事業、元気が出る学校事業、たっしゅか弁当サービス、地域巡回型介護予防健診事業の五つが業務委託等を行いながらですね、実働の部分で委託先にゆだねて実施しているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 五つの事業を委託されているということでございますが、その中でもですね、包括支援センターの職員のもので、配置がある事業の中にはある

のでしょうか。お伺いします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

先ほど申しあげました五つの事業におきましては、実働の部分と申しあげましたが、実際に弁当をお配りしましたりですね、ゆったり入浴ということで入浴の介助を行ったりというところは、事業所または社会福祉協議会等をお願いしているところでございますが、どの事業におきましてもですね、結果等の報告がございしますので、これらはすべて包括支援センターのほうで事業の実施内容を把握しているところでございます。

また、各事業についてはですね、全く顔を出さないとか、行かないというわけではございませんで、包括支援センターのスタッフ、職員がですね、出向きまして、時より顔を拝見しているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 委託であってもですね、見守りも兼ねて配置をされているということですね。

次にですね、今後介護予防、日常生活支援総合事業及び包括支援事業を増やす計画があるのか、お伺いします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

現状といたしまして、地域包括支援センターが行っている事業は、先ほども申しましたように多岐にわたっております。一般的な事業から村独自で行っている事業まで、多数事業を行っているところでございますが、これは多ければ良いというものでもございませんけれども、住民の皆様の子どもからお年寄りまでの広い年齢層に関係がある業務を執り行っているところでございます。現在のところ事業を増やすという計画はないところでございます。ですが、山江村地域包括支援センターでは、この幅広い年齢層、また様々な自治体に対応するために、これまでもかなりの福祉係や保健衛生係との連携はもちろんのこと、課を越えて役場内の担当部署と連携した事業を実施しておりまして、また、地域のボランティアさんや関連団体と連携した事業を進めてまいりました。時にはですね、警察や福祉事務所、それから児童相談所を巻き込んだ対応を要する場面も多くございまして、今後は住民の皆様が抱える課題がさらに複雑化、重層化することが見込まれておりますので、増やす方向よりもですね、さらにこの関係者間の連携を密にして事業展開を図っていくことが重要になるかと考えております。

当然のことながらここに述べさせていただいた内容につきましてはですね、関係

機関の代表者で構成されております山江村地域包括支援センター運営協議会にもお諮りしながら、ご意見等もお伺いしながらですね、進めていくこととなりますけれども、村民の皆様の福祉向上と健康増進に係る新たな事業が必要となりましたときには、都度対応させていただくことになるかと考えます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 今、説明いただきましたが、その中でもですね、現在は新規の計画はないということでございますけれども、この中で包括支援センターのですね、運営協議会というのがありました、この機関はどういった機関なのかちょっと差し支えなかったら伺いたいというふうに思いますし、この運営協議会はどういったときに招集されるのか、その付近まで二つ合わせてお伺いします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

先ほどご質問のありましたことですが、こちらのほうの運営協議会の構成はですね、まず民生委員会の会長さん入っておられます。そして社会福祉協議会の代表、それと老人クラブが入っておられます。それから役場関係者はもちろん入っておりますけれども、その中に住民代表としてご参画いただいているところもございます。

どういった場合にこの協議会を開催するかということでございますが、年度ごとに事業を重ねてまいりますので、各年度ですね、事業の実施状況でございまして、事業の実施の方向性などをですね、この協議会の中で報告をさせていただくとともに、方向性はこれでよろしいでしょうかというお伺いを立てながらですね、ご意見を頂戴して次年度の事業につなげていくということで開催をしているところでございます。

令和3年度におきましてはですね、予定をしておりましたけれども、ちょうど会議の当日予定しておりました日が、コロナのために会議の中止を余儀なくされましたですね、実施ができなかったということでございますが、令和4年度につきましては、年度終わりのほうで開催をさせていただく予定でございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） ありがとうございます。

続きましてですね、包括支援事業においては、総合相談支援業務、権利擁護業務では、地域の高齢者が住み慣れた地域の中で、安心して暮らししていけるように、高齢者の実態把握の様々な相談に応じていると、令和3年度の事務報告の中にありました。その中でですね、ちょっとさかのぼって令和元年度からその部分をちょっと見てみました。令和元年度においてのですね、訪問件数はですね、733件、令

和2年度においてはですね、大きく上回しまして1,112件、また令和3年度になりましたは、を訪問件数は760件と、この付近においてはコロナの影響もあるのかなと、若干訪問回数は減っておりますけれども、相談件数においては、元年度147件、令和2年度においては300件ですね、相談件数、令和3年度においては287件ということで、急激にですね、令和2年度からパーセントでいきますと204%の伸び率と、言い方がいいのかどうか分かりませんが、約4%になっていると、相談件数が。

事態把握については、令和元年度が31件、令和2年度においては40件、令和3年度においては58件ということで、こちらのほうは令和元年度と令和3年度と比べますと187%に大きく増えているということでございますか、この付近のですね、状況について、その当時のことがわかる範囲でかまいませんので、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

まず訪問件数でございます。令和元年度から令和3年度までを比較しますと、令和元年度が783件、令和2年度が1,112件、令和3年度が760件ということで、こちらにつきましてはですね、議員おっしゃったとおり、年々増えてはいるんですけども、ご相談の件数が増えているので年々増えてはいるんですけども、コロナの影響でですね、訪問を自粛させていただいたということで、令和3年度は訪問件数が減っているところです。ただし、これは訪問しなかったから何もしないということではなくて、訪問できない場合は電話等ですね、ご家族の方にご連絡を取ったりということで実態を把握しているところでございます。

また、相談件数でございますが、令和元年度147件から令和2年度に300件と倍以上に増えておりますことにつきましては、こちらはですね、実際は令和元年度と令和2年度の相談件数のカウントの仕方が変わっております。令和元年度につきましてはですね、同じ方が例えば何回相談をされても一件とカウントしておりました。なぜそういうカウントの仕方をしておりましたかと言いますと、大体お一人の方がですね、1回ご相談いただきますと、一つの相談で終わっていたということもございますが、これが徐々にですね、相談内容が複雑化、重層化してまいりまして、令和2年度におきまして300件になっているのですね、同じ方でも2回行けば2回、3回行けば3回というカウントの仕方に変えております。ですので、カウントの仕方を変えたということはございますが、なぜ変えたかというところをご覧いただきまして、重層化と申しましたけれども、お一人の方が抱える悩みがですね、一つではなく二つ、二つではなく三つというふうに増えているという現状がござい

ます。令和3年度は287件と少し下がっておりますけれども、こちらはやはり訪問の回数が減っていることと相まってですね、少し減っておりますが、やはり令和元年度と比べると倍ほどの数字になっているかと思います。

また、実態把握につきましてはですね、令和元年度が30件、それから令和3年度は58件ということで、こちらも非常に増えているかと思いますが、なぜ増えたかと申しますと、やはり訪問件数が増えて、相談を受ける相談の数が増えるということは、実態を把握する場面もですね、数多く出てくるということでございます。逆に申しますと、実態を把握しなくてはいけないご家庭が増えてきているのではないかと、こちらのほうでは分析しているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 相談件数のですね、増えた部分については、令和元年度から令和2年度、ここについては件数的延べ人数ということで解釈してよろしいんですか。それにしてもですね、件数が実態把握においてはかなりまた増えてきておりますのでですね、職員の方においてはですね、大変激務といいますか、忙しくなったというふうに思いますけれどもですね、その中でも包括支援センターのですね、相談しやすい環境が整ってきたのではないかというふうに思います。

次にですね、コロナ禍がまだ収束しない現状ですけれども、コロナ禍前と現在のですね、職員の業務負担についてお伺いします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

これは役場内のすべての課に該当するかと思うところでございますが、事業の対象者の方にはですね、事業を実施する側が感染症をうつしてしまったり、また、事業実施の中で参加者間にコロナ感染が広まってしまったりしないようにですね、細心の注意を払って実施しております。感染対策のために消毒液を持参したり、検温を行ったりなど、これまでに必要なかった手間が増えているということは事実でございます。

そのほか、入念に準備を進めた事業を実施直前になりまして、コロナの感染拡大により延期や中止を余儀なくされた場合など、期待していた効果を得ることができないままに事業を再度再構築する労力が必要になることに加えまして、職員の精神的な疲労というのはですね、実際あるというふうに考えております。

また、先ほど申しましたようにですね、相談件数増えておりますけれども、相談事業につきましては、何かございましたら地域包括支援センターまでというコマースシャルをですね、させていただいております、実際相談事業を増えているところでございます。また、この相談に対してコロナ禍でこういったアプローチができる

かというのを考えて実施していかななくてはいけませんので、そういったところでも非常に労力というのは増えているかと感じております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） お尋ねは地域包括センターの職員の業務負荷ということでありまして、実は役場全体的にですね、職員に対する業務の負荷、負担は増えておりました。負荷がかかっているなあというふうに考えるところであります。と言いますのも、しっかり地域包括を含めて健康福祉課のほうに人員を配置しようとしても、現在、復旧復興中でありますから、そちらのほうにも人員が必要でありますし、コロナ対策の本部は総務課にありますので、その総務課がそういうまとめるようなことをやっておりますし、原油とそれから諸物価高対策もですね、いろいろと事務が増えてきておりますので、それも全体でやっている。いわゆる通常ではですね、やらなくていいような事業を、現在大きくやらなくちゃいけないというような状況でありますから、担当課によってはですね、平常よりも少ない職員の人数で業務に当たっているというところもあるわけでありまして、全体的にここは私も言っておりますけれども、職員の皆さん方には言っておりますが、ここは踏ん張りどきだと、三つの大きな事務事業がのしかかってきておりますから、ここは全体で踏ん張って何とか乗り越えていきましょうというようなことをやっているところであります。従いまして、もちろん包括支援センターの職員、きめ細かにですね、他町村よりも本当にきめ細かに事業を展開しているところでもありますけれども、かといってじゃあいきなり増やすというわけにもいかないというような現状であります。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 今、村長がご答弁いただいたとおりですね、8波も危惧される中ですね、どこの部署においても同じようなことがですね、起きていると思われるので、今後も職員へのフォローをされながら業務をお願いしたいというふうに思います。

次の質問ですが、職員公募の理由、社会福祉士有資格者、また将来的な専門職の不足によるサービス低下対策はどう考えておられるのかについては、二つ併せてお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 職員採用についてはですね、もちろん公募をいたしまして、試験をし面接をし採用するというような手はずを取っているところでありますが、本年の採用試験においては、一次を合格する人が1人もいまして、ゼロというような形であります。前々から申してきておりますけれども、専門職については、社会

人をですね、即戦力として採用する手もありますので、現在は社会福祉士、それから管理栄養士が今おりませんので、管理栄養士の公募、それと建設課、事業課にですね、その事業課の専門的な積算をやったり、いろんな監督をしたりするような職員がおりませんので、その3人に対しては、社会人入庁としてですね、採用として今、公募をさせてもらっているというようなことであります。社会福祉士については、健康福祉課長が答えます。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

社会福祉士有資格者の公募ということでございます。社会福祉士の位置づけと申しますと、専門的知識及び技術を持ってというのがまず頭にまいります。そして、身体上もしくは精神上の障がいがあること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者、また、そのほかの関係者と連絡及び調整、その他の援助を行うことを生業とする者ということでございます。

本村においても地域包括支援センターのみならず健康福祉課へ寄せられる相談に対しまして、1名の社会福祉士がですね、高度な専門知識と技術と、そして経験を有しながら、対応しておりまして、非常に重要な役割を担っております。現状1名で当たっておりますけれども、住民が抱える課題と申しますと、日々煩雑化、重層化して、相談件数自体も増加傾向にございますので、あと1名の社会福祉士を増員することで2名体制となれば、住民サービスの低下を招くことがないようになるのではないかと考えております。体制強化を図るということでございます。また、将来的に見ましても社会福祉士2名体制でございましたら、どちらかが事故ある場合、退職等も含みますけれども、業務を止めることなく遂行することができますので、この観点からもサービス低下を招かないための対策と言えるかと考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 2点同時にですね、ご答弁いただきましたありがとうございます。早急にですね、専門職を増員され、村民へのさらなるサービス充実を図るためにも、万全な業務体制の構築をお願いしたいというふうに思います。

次に、介護予防を拠点事業、公民館事業についてでございますが、公民館事業においてもですね、コロナ禍により、各行政区は大変ご苦労されておられると思いますか。各行政区茶話会のものでですね、実施状況を伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

村内16地区すべての行政区において、現在を公民館事業に取り組んでいただいております。中には統一行政区内で公民館が分かれている、遠い地区があるということで、2カ所で実施していただいているところもございます。また、山江村中央グラウンド仮設団地内にございますみんなの家においても実施をさせていただいております、すべて含めまして現在19カ所で実施されております。開催の頻度につきましては、団体ごとに無理のないよう設定を各自されておりました、月に1回から週に1回の頻度で開催されております。次年度には新たにもう1カ所事業を立ち上げる公民館がございまして、含めると全部で20カ所となる予定でございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 実施状況についてはありがとうございました。

次にですね、介護予防拠点事業が始まり、相当の時間経過しております。事業の内容も19団体、通いの場づくり事業補助金など令和3年度に交付されており、充実してきております。そこで介護予防拠点事業であります公民館事業の年度変わりをまして、新区長へのですね、事業説明をされたことがあるのか伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

この公民館事業は地域の実情に応じまして開催頻度、開催内容などを決めていただきまして、公民館ごとに代表者の方、取りまとめをされる方ですが、違ってまいります。それが区長様でございまして民生委員の方の協力でございまして、地域のボランティアさんの協力でございまして、そういったパターンがございます。当然、新規設立の際はですね、区長様へもご説明させていただいてご協力を仰いでいるところでございます。

事業の実施主体が地域であるということをかんがみまして、その自主性を尊重して、極力実習運営をお願いしているところでございます。従いまして、新区長となられましたときにですね、地域の実情に合った実施内容を地域ごとに異なった代表の方がそれぞれ引き継いでいかれると考えておまして、改めてご説明というのはですね、区長が代わられたときでのご説明というのは、現在のところ行っていない状況でございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 現在は事業の説明をされたことがないということでございすけれどもですね、各行政区においては引き継ぎはされると思いますが、新区長に就任されたときにですね、行政より事業及び趣旨の説明は必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

各区のですね、区長様にも公民館事業の一役を担っていただいております。各地域での申し送りに現状はですね、お任せしているというところでございますけれども、今回、久保山議員のほうから貴重なご指摘をいただきました。区長交代の折にはですね、もう一度この事業を始めた原点に立ち戻りまして、区長様に向けてですね、公民館事業の趣旨を説明させていただきたいと考えます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） ありがとうございます。ぜひ具体的にですね、わかりやすい説明をお願いしたいと思います。

次に、健康増進事業についてということでございますが、本村においては、健康寿命の延伸を目指し、健診の受診率の向上及び健康づくりへの習慣と関心を高め、健康的な生活習慣の定着を推進する目的に、健康ポイント事業がですね、平成31年度より実施されているということで事務報告にありました。

そこで、健康づくりポイント事業について伺いますが、現在のですね、ポイント事業、協力店のですね、増減をお伺いします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

協力店舗につきましては、先ほど議員申されましたとおり、令和元年度時点では8店舗で利用可能でございました。その後1店舗が減となりまして、さらに新しい店舗が2店舗追加となっておりまして、本日時点では9店舗がご利用可能と、登録いただいているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 現在は9店舗の協力店ということですね。私、ホームページも見ましたが、こちらの更新のほうもですね、早めをお願いしたいというふうに思います。

次に、ポイント事業においてはですね、様々な健康関連事業において健康ポイントが利用されていますが、老人クラブ、本村のですね、老人クラブ、また本村の身体障害者福祉協議会のポイント付与についてであります。本村老人クラブ会則では、第4条、本会は、山江村内老人クラブ会員相互の親睦を図り、健康、融和、奉仕を基本に生活を豊かにする楽しい活動、地域を豊かにする社会活動に取り組み、健康で生きがいのある生活実現と高齢者の健康、福祉の健全な発展に寄与することを目的とする。5条の4においては、高齢者の福祉促進及び健康増進するための施策とあります。また、本村身体障害者福祉協議会においては、重点項目1、スポー

ツ文化活動等の社会参加総合推進事業の取り組み、誰でも参加できるスポーツを推進し、グラウンドゴルフ、ゲートボール、ペタンク競技等の大会を開催し、文化活動として、歌謡祭、芸術祭等に積極的に参加を推進するとありますので、健康づくりの一環とも考えます。

そこで、老人クラブ活動の参加者に対して健康ポイントの付与はできないか、また、同じく身体障害者福祉協議会活動の参加者に対して健康ポイントの付与はできないか、お伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

本事業は、平成31年度から、平成31年の4月から開始された事業でございます。特定健診、人間ドック、がん検診、健康相談、介護予防事業、公民館事業など、役場が主催または共催する事業に参加していただいた方に健康ポイントを付与している状況でございます。

質問は、老人クラブ活動や身体障害者福祉協議会活動にもポイント付与できないかということでございますけれども、議員御指摘のとおり、この二つの団体の取り組みには、確かに健康づくりに寄与する事業となっているところがございまして、その旨加味した上です、実際に実施をされているかと思っております。

しかしながら、現状では役場が主催または共催する事業というしぼりの中で運用をしているところでございます。このことを踏まえまして、ポイントを付与できる事業を限定しているところでございます。この場です、できるできないというご回答はできませんけれども、今回質問いただいたことによりまして、他の団体からもお声上がる可能性もございます。また、ポイント付与事業事態の收拾がなくなってしまうと、これもまた考えものでございますので、その趣旨を取り違えることがないよう、今一度、事業開始時の原点に戻りまして、趣旨確認の後です、しっかりとした基準を設けたうえで検討させていただきたいと現在のところ考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 双方の団体ともですね、社会福祉協議会において事業として支援を行っておられます。郡の大会など、グラウンドゴルフ、ゲートボール、ペタンク、運動会、名簿提出が必要な協議について健康をポイントの付与と考えたところでございます。また、答弁で、役場が主催または共催する事業に参加させた方に健康ポイントが付与と言われましたが、共催のところについてですね、こういった形なのか説明をお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではただいまの質問にお答えいたします。

主催、共催と申し上げたところでございます。共催の部分につきまして、ちょっと今、お答えできる範囲内で回答させていただきたいと思いますが、例えばましたら1分館1学事業、地域のほうで行っていただいております。また公民館事業ですね、先ほどから出ております公民館事業につきましても、地域を主に行っていただいておりますが、こちらにつきましては、役場共催ということで捉えております。こういったところでということかと申しますと、1分館1学事業の申請自体は教育委員会のほうにされるかと思えます。

また公民館事業につきましては、立ち上げのときからですね、今現状は地域で運営を行っていただいておりますが、立ち上げのところから先ほど出ました地域包括支援センターのほうで寄り添ってですね、立ち上げを協力いたしまして、立ち上げいただいているところでございます、こういった当初から役場のほうからお願いをいたしましたり、広報いたしましたり、また、役場が立ち上げに携わっております事業につきましては、共催と言えるかと思えます。

また、献血事業というのもですね、献血のほうも含まれておりまして、こちら健康ポイントが付くんですけれども、献血につきましては、役場のほうは実際献血をするのは熊本県の献血センターになるんですが、役場の敷地をお貸ししまして、住民への広報等は実際役場が行うところでございます。また、入念にですね、献血実施日まで打ち合わせを行わせていただきまして、献血当日もですね、役場のほうからの記念品というのもお渡ししている状態でございます。

またこういったところを含めましてですね、共催というところでの共催がこういったものかといったときに、要項等に役場が共催と載っていればいいのかという問題も出てくるかと思えます。そういったところも含めましてですね、今後またしっかりと基準を設けさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは私と方からも答弁させていただきますけれども、健康増進をするための事業についての主催及び共催事業として基準を設けさせてもらっているところでございます。その範囲をどのように広げるかというのは、そのやり方によってですね、かえって村民の方々を混乱させてしまう可能性もありますので、しっかり基準を作って、またその健康ポイントの付与については検討させていただきたいと思えます。現在調べましたら、当初予算で10万円であります。従いまして、病気等、介護等が必要になってそういうサービスを受けられる方は、1人で10万円から30万円程度の負担を役場がするというようなことにも出てきますので、そういう健康な方をたくさんつくるといいですか、健康な体を、健康な生活を送っ

てもらおうという点について、健康寿命を延ばすというようなことでありますけれども、そういう観点からも、もう少しこの予算も増やしていいんだらうと、10万円をもう少し増やしていいんだらうという気もいたしておりますので、しっかりその付近の基準を検討させていただきたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） はい、詳しく説明いただきましてありがとうございました。

双方の団体ともですね、会員の減少により存続が心配されております。ポイント付与によりですね、参加増進につながると思いますので、基準見直しをされて、前向きな検討を期待したいというふうに思います。

続きまして、最新健康測定器についてでございますが、11月20日の産業振興祭りで、健康福祉課において新企画として、最新健康測定器の体験コーナーを設けられました。私も体験をしましたが、四つの機器を使って15分ほどですみました。また、食生活改善推進員さんのですね、実際に野菜を使った一日分の野菜摂取コーナーも交えながら、大変良かったと思います。

そこで、産業振興祭りでの利用者の反応及び実績を伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

今回、産業振興祭りにおきまして、村民の皆様がコロナ禍のご自分の健康状態を知り、少しでも健康づくりを意識するきっかけづくりの一環といたしまして、健康ブースを設置いたしました。4台の機器を用いまして健康づくりチェックをさせていただいたところでございます。最初から最後までお客様が途切れることはなく、138名のお客様にご利用いただいた中で、男性が38名、女性が71名の合計109名の方がですね、アンケートにご協力くださいましたので、その内容をお話させていただきます。

最も多かった年代が70代でございまして36名、全体の33%に当たります。次に50代が21名、60代が20名ということで、この50代、60代、70代が多かった年代でございます。機器による健康チェックを受けてどういうふうに感じましたかという質問でございまして、とても良かったと答えられた方が26%、良かったとお答えいただいた方が57%で、全体の83%が良かったと回答されております。

また、日常生活を見直すきっかけになりましたかという設問をしておりますが、きっかけになったと答えられた方が109名中107名でございまして、ほとんどの方がきっかけになったと答えていただいたところでございます。

最後に自由記述等を設けておりましたけれども、ウォーキング等の運動を始めた

いとか、食事に気をつけたいといったご意見が多く見られまして、中にはですね、アルコールを減らしたいという方もいらっしゃいました。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） アンケートもとられておりました。今、年代、また男女別のですね、説明をいただきましたが、村内外のですね、割合はどうだったかわかりますでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

先ほどのアンケートにお答えいただいた109名でお答えいたしますが、居住地というところで、村内、村外をお聞きしております。村内が56名、村外の方が53名という結果でございました。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 約半分の方が村内ということですね。このような機器をですね、身近なところで体験できればと思いますが、公民館事業、茶話会等でのですね、測定器の利用はできないか伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

まずもって村民の皆様の健康づくりに寄与するご提案誠にありがとうございます。今回使用しました機器は四つございまして、血管年齢測定器、骨健康度測定器、認知機能をセルフチェッカー、体内AGES測定器の4台でございました。この体内AGES測定器と申しますのは、体の中に溜まった老廃物を測定する機械でございまして、実年齢といいますか、実際の年齢と体の年齢というのを比較することができる機械でございます。どれも非常に精度の高い精密機械でございまして、それゆえにですね、リースや購入となりますと金額も高額でございます。

地域の茶話会等で利用に際しましては、検討事項がいくつかございまして、まず一つ目に、精密機器であるため会場までの運搬と設置がとても細心の注意を払う必要があります、貸し出すだけというのは非常に困難であると考えております。

続きまして二つ目ですが、運動や体質改善を行うと申ししましても、その効果が現れるのはしばらく経ってからでございまして、例えば今回使用したどの機器につきましてもですね、数値的にはある程度の努力をされた方と申しますか、取り組みをされた方が数カ月後に測定した結果が変わってくるかと思えます。

従いまして、年に1回ないし多くても2回測定すれば、良い機器でございまして、実際にですね、導入した際に、役場の倉庫に保管をしている時間のほうが多くなってしまうのではないかという恐れもございます。

三つ目の懸念ですが、機器の進化というのは日進月歩でございまして、一旦役場に導入してしまいましと、すぐに次の年更新というのはできませんので、次年度には最新のものじゃなくなってしまうというようなところを考えております。今回使用しました四つの機器につきましては、健康づくりに向けたきっかけづくりという観点で、祭りなどのイベント時のみリースで活用するほうが、現在のところですね、費用対効果も高いのではないかと考えるところでございます。

しかしながら、誰でも簡単に設置ができてまして操作も簡単であると、かつ地域の茶話会等で毎回使用することで、村民の皆様のさらなる健康増進につながるような機器の検証もこのあとさせていただきながらですね、効果的・効率的に利用可能な機器がございました場合には、熟慮の上、予算化のお願いをさせていただきたいと考えております。その節はどうぞよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 購入についてはですね、なかなかハードルが高いようではありますがですね、職員負担にならないような方向でですね、機器の検討をお願いしたいというふうに思います。

最後になりましたが、3番目の狂犬病予防事業についてでございますが、令和3年度事業報告によります注射率等をお伺いします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

令和3年度末時点の登録件数は259頭でございまして、うち予防接種済みの頭数が244頭となっております。これ率に直しますと94.2%でございまして、なお、この接種済みの頭数には、山江村の巡回接種で接種をされた方及び行きつけの動物病院で接種をされた方の両方を含んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 94.2%ということでございますので、すべての犬が接種済みでないということでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

こちらの先ほど申し上げました数字につきましては、年度末締め時点での頭数となりまして、犬を飼い始めて登録はいただいたものの、犬が若かったりですね、したために接種ができなかった、締め日までに接種ができなかったということもございます。また、犬の体調不良で医師の判断によりですね、注射を見送ったほうが

いいという判断を受けた犬が予防接種できなかった場合もございます。もう一つ要因としましては、死亡届が未提出の場合がございます。台帳上で犬の登録がこちらのほう残っておりますが、既に亡くなっているにもかかわらず犬の登録が抹消できていないというようなことがたまにございます。このような差が今回、接種率94.2%、100%に至っていないというところでございます。また死亡届が提出されないですね、役場のほうで勝手に登録を抹消することができませんので、今後も引き続き予防接種の勧奨と合わせまして、死亡届の提出をお願いしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） ぜひよろしく申し上げます。また接種のですね、案内については、飼い主への通知等でさせていただいておりますが、接種時期に接種、死亡届の周知と併せて、狂犬病の危険性をケーブルテレビ等でですね、放送をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

狂犬病につきましては、議員からご質問がっておりますことでもわかるとおり、感染しますとほぼ亡くなれることがわかっております。ですが、日本国内ではですね、現在のところ、この狂犬病というものがですね、犬においても人においても今のところはないということで、厚生労働省のほうは発表しているところでございます。

ですが、そう申しましても、近隣の日本の外で狂犬病が発生し、それに感染した方がために命を落とされる方がいらっしゃいますので、実際、山江村または日本国がですね、完全に安全かというところではございません。ですので、議員おっしゃったとおり、今後も狂犬病予防接種のですね、必要性・重要性について、ケーブルテレビや広報等を活用しまして訴えかけてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） ぜひ周知方をお願いいたします。

これもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後2時35分といたします。

-----○-----

休憩 午後 2 時 2 4 分

再開 午後 2 時 3 5 分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に、7 番、立道徹議員より、1. 万江川・宇那川堆積土砂対策及び県の事業である万江川土砂・洪水氾濫対策について、2. 定住化促進事業に必要な農振地域除外について通告が出ております。

立道徹議員の質問を許します。7 番、立道徹君。

立道 徹君の一般質問

○7 番（立道 徹君） 議長のお許しをいただきましたので、7 番議員、立道が通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

1 点目は、万江川・宇那川堆積土砂対策及び県の事業である万江川土砂・洪水氾濫対策について。2 点目は、定住化促進事業に必要な農振地域除外についての 2 点を伺います。

まず 1 点目の質問です。9 月 1 8 日から 1 9 日にかけての台風 1 4 号の降雨の影響により、万江川・宇那川の合流地点、吐合付近に大量の土砂がまた堆積し、来年の梅雨どきまでは堆積した土砂を撤去しないと、下流域に大きな災害をもたらす可能性が考えられます。防災面から土砂の撤去を考えておられるか伺います。万江川は県の管轄ですので、県の方針をお聞きされたらその点をお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。

まず万江川ですが、河川管理者である熊本県に確認したところ、台風 1 4 号にかかる砂防堰堤堆積土砂掘削費用の補正予算を要望している状況であり、今後球磨地域振興局管内の砂防堰堤について、緊急性の高いところから順次掘削を進めていく予定とのご回答でございました。

吐合地区の河川内堆積土砂の掘削につきましては、今年 9 月に行われました県事業ヒアリングの際にも熊本県へ要望しておりますが、継続して要望を行ってまいります。

次に、村が管理する宇那川でございますが、万江川との合流点である吐合地区に大量の土砂が堆積していることを確認しております。吐合地区地区につきましては、本年 4 月に河川内の堆積土砂掘削工事を行ったところでございますが、台風 1 4 号

等の影響により再度堆積している状況です。この対策につきましては、次に迎える出水期までに河川内の堆積土砂の掘削工事が完了するよう村では計画しているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 特にですね、尾寄崎地区の上流側、木の伐採等がありますので、これからですね、ますますやっぱり大量の土砂が流れ込む予想がされますので、吐合、宇那川のほうはですね、掘削工事を梅雨までにはお願いしたいと思います。万江川のほうはですね、引き続き要望をお願いいたします。

次にですね、万江川土砂洪水氾濫対策についてですけど、令和2年7月豪雨で氾濫した万江川流域で、県は土砂洪水氾濫対策に着手し、山腹崩壊などで大量の土砂が河川に流れて氾濫を招いており、砂防堰堤の設置など10年間で総事業費58億円の計画をするということを昨日のですね、村長の施政方針にて説明されましたが、もう少しですね、村民、特に万江地区の方に具体的な内容をですね、去る10月17日に対策検討委員会が行われておりますので、その内容をですね、検討委員である村長に伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではご質問にお答えいたします。

まず、ご質問の事業につきましてご説明いたします。事業名は、万江川大規模特定砂防事業でございます。事業主体は熊本県となります。事業の概要となりますが、万江川において令和2年7月豪雨で山腹崩壊等により発生した土砂や立木が大量に流下し、下流の集落周辺で土砂等の氾濫が発生しました。さらにその後の調査の結果、今後の豪雨においてもこれらの災害が発生する可能性が極めて高いことが明らかになったことから、熊本県では、緑の流域治水の一つとして、砂防事業、河川事業、治山事業と連携して、土砂洪水氾濫対策事業に取り組むため、令和3年度に事業申請を行い、令和4年3月に国の補助事業としての採択を受けておられます。事業の実施期間は、令和4年度から10年間で予定されており、本事業の事業費は、議員申されましたとおり、約58億円となっております。

今年度から、万江川大規模特定砂防事業を進めるに当たり、学識経験者並びに行政関係者から技術的な課題などに対して提言をいただくために、万江川土砂洪水氾濫対策検討委員会が10月に設置されております。検討委員会の委員として、地盤分野で熊本大学の椋木教授、河川分野で九州大学の矢野教授、森林分野で九州大学の執印教授、また地元行政関係者として内山村長、オブザーバーとして国土交通省九州地方整備局河川部地方河川課技術検査官、林野庁九州森林管理局計画保全部治山課長、熊本県農林水産部森林局森林保全課長、熊本県土木部河川港湾局河川課長、

球磨地域振興局農林部長、球磨地域振興局土木部長、山江村から私、建設課長と産業振興課長、以上、委員４名、オブザーバー８名、計１２名で構成されております。検討委員会は今年度３回予定されており、令和５年度からは砂防施設の詳細設計が計画されております。

以上概要についての説明を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それではご指名でありますので、今、建設課長より概要についての説明をしたところであります。私のほうからは、経緯も含めてですね、この事業はどういう方向で動いていくのかとすることをご説明させてもらいたいと思います。令和２年７月豪雨災害で万江川が壊滅的な被害を、万江川周辺がですね、負ったということでもあります。今回の災害を見てみますと、もちろん水が越水しながらいろんな被害をもたらしたということでもありますけれども、と同時に土砂がですね、大量の土砂が流出して川底を高くしながら、非常に今後の越水の心配を持たれている住民の方も多数おられます。そういう水災害と同時に土砂災害をどう防ぐかというようなことであります。これについては、実は知事が来られたり、いろんなヒアリングを山江村で行いました。住民のほうからも実は万江川流域に大きな砂防堰堤を造って欲しくないかというような要望もありましたし、この議会においても議員のほうからそういう要望を私、受けたところでございます。

そういう経緯の中において、私もあちこちでそういう話をさせてもらっています。特に万江川は県管理ではありますが、国の直轄でですね、特定大規模砂防事業の導入はできないかというような要望をしてきたところでありますけれども、今回は国直轄ではなくて、全国で初めてということですが、都道府県が事業者となって、いわゆる熊本県が事業者となって大規模特定砂防事業に乗り出すというようなことになりました。これは、もちろん万江川の土砂の流出が多かったということでもありますけれども、県としては緑の流域治水として、球磨川流域全体の流域治水をどうするかというような計画を現在進めているところであります。そういう中において被害の多かった万江川について、県が特定砂防事業、大規模特定砂防事業を実施するというようなことになっております。

具体的にはですね、どういうことになるかというと、今回、令和２年７月豪雨災害で流出した土砂の量、いわゆる山が崩れたり溪流が掘られたりしながら、下流域に流れ出した土砂の量が１４０万立米と試算をされております。そのうちに９０万立米を止めるんだというような計画で、専門家を含めてどういう計画が妥当かというような調査研究が今、なされているというようなことであります。具体的に言いますと、支流も含めて砂防堰堤を４基ほど設置して、また、それぞれにその砂防の

スリット型の砂防堰堤を造ったりするような事業が盛り込まれるんだらうということでございます。

この事業の全体的な事業はですね、砂防事業だけで58億円であります。河川事業、いわゆる河川の護岸整備も含めたいろんな治水対策の事業、それと、土砂流出は砂防事業だけでは止まりませんので、治山を、山をどう守るか、と、固めるかと、流出を止めるかというような治山の事業、この事業についてはまだ試算を上乗せをされて今、ゼロ円ですね。ですので、全体的に70億円を超える事業になりませんかというふうに予想しているところでございます。ただ、期間が10年というようなことでありますが、10年といいますとその間にですね、いつまた豪雨災害が襲ってくるかわかりませんので、万江地区住民の方々の安心・安全な生活を守るためには、一日も早い完成を目指すような予算づけをお願いしたいということで、今、要望活動をですね、県のほうからお礼かたがた国のほうにもそうですけれども、お礼かたがたそういう要望活動をさせてもらっているというようなところでございます。

いずれにしても、その具体的な、4基と言いましたけれども、その具体的な設計とかというのは、今から調査をしながらですね、それぞれの河川に砂防の詳細設計が始まるということでもありますから、ハードの事業というか、実際工事の始まるのは来年度以降だというふうに考えているところであります。

先ほど課長が申し上げましたとおり、委員会を年何度か開催しながら、その中で話が進んでいきますので、今回はその専門家の先生を含めてですね、特にオブザーバーとして林野庁がおりますし、国交省のみならず、それから県の農林水産部もおりますし、県振興局の農林部長、それから土木部長もおります。総合的に土砂対策をやっていくということでもありますから、しっかり私も代表として意見を言っていきたいと思っております。

その情報についてはですね、その都度こまめに発信していきたいと思っております。実は、先般区長会が行われたところでありますので、今のような情報はそれぞれの、特に万江地区の区長さん方は興味を持ちであらうかと思っておりますので、そういう発信をさせてもらったというところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） いろいろ説明ありがとうございました。

万江川流域にですね、計画される砂防堰堤が始まりますけれども、いち早く情報をキャッチされて、用地交渉とかありますので、そのへんですね、情報、進捗状況等をやっぱり、昨日も情報提供していくということで、そのへんをよろしく願いたいと思います。

では次の質問に入ります。山江村の人口を増やすために、または定住していただくためには、空き家も徐々に多くなってきておりますが、登録も少なく、いろいろな面で難題が多いのが現状であると思います。農業振興地域整備計画も平成30年6月に策定され、令和4年度に見直しということになっていますが、農業の担い手、後継者不足で耕作放棄地、遊休農地、荒廃農地等具体的な解決方法を検討され、見直しがあったか伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは立道議員のご質問にお答えいたします。

農業振興地域整備計画の見直しについてですけれども、議員がおっしゃったとおり、概ね5年程度にですね、見直しを行っているというところで、今年が見直しの年度というふうになっております。今回農業振興地域から除外を予定している農用地につきましては、以前から農業振興地域として指定されておりました山林や原野、これは以前は多分栗を栽培されていた場所ではないかと思っておりますけれども、まずこちらのほうを除外を予定しております。

また、小規模の農用地でありまして、今後農地の広がりや担い手不足等の影響によりまして、耕作が見込めない、また農業振興が見込めない、加えて基盤整備がされていない農用地を除外する見込みで、総面積は約53ヘクタールということを予定しております。現在、庁内で協議を経て素案を作成し、県と意見交換を行いながら見直し作業を行っているところです。この計画につきましては県の許可が必要となりますので、県と今、意見交換を行っているところです。今後、山江村農業振興地域整備促進協議会で協議を行いながら、熊本県へ申請を行うよう事務を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 53ヘクタール、令和5年度ですかね、令和4年度に見直しされるということで、この土地は宅地造成等には適用されている土地でございませうか。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

すべての除外の農用地が宅地として活用できるかどうかというのは、1件1件様々な状況をですね、環境を調査しないとイケないということになりますけれども、当然宅地として活用できる場所もあるのではないかとはいふには考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 農振地域除外はですね、地権者がされるのが本当でしょうけど、行政とか農業委員会が検討して進めることもできるのか、ちょっと伺いたいと思い

ます。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

まず農業委員会では、農用地の利用状況の調査を行ったり、農地パトロールを実施しながら農地の現状について確認を行っております。耕作がされていない農用地、今後も耕作が見込めない農用地を把握して、非農地としての判断は行っておりますけれども、最終的に除外を行うのは、現在行っている整備計画の見直し時期や、農地を住宅等に転用として活用したいという地権者からがほとんどでございます。農業委員会では、農業振興地域の除外を行うということはございません。

また、村が積極的に農業振興地域の除外を行うことはありませんが、直近で言いますと万江地区に建設中の村営住宅につきましては、あそこは農業振興地域でございましたけれども、被災者が生活再建を進めるうえで、住居する適当な農用地がない場合においては、事務手続きや除外に関する判断要件の緩和などがありまして、除外を村が申請を行いながら農業委員会で判断し、県のほうに申請を行って許可をいただいたというような経緯がございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 地権者以外には進めることはできないという、アドバイスはできと思いますが、そのへんよろしくをお願いします。

山江村全体のですね、農振地をどのように活用し、村の振興発展、活性化につながっていくのか、検討していくことが大切なことであると思いますが、使っていない農振地をですね、そのままにして放置せず、定住化促進という大きな目標を掲げる意味でですね、農振地除外していく土地を検討していき、除外になったら民間業者が入ってきて、その土地のですね、造成から分譲、そしてまた定住につながっていくと考えておりますが、村長の見解をお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それではお答えいたします。

山江村のほうにはですね、随分と宅地を求められる方も多く、ただ適地がないというようなことで、人吉市また錦町のほうに土地を求めてられて建設される方も多いというような状況が続いております。その足かせになっているのが農振地域の理由の一つでもありますけれども、ただその農振地域が悪者になってはいけないということでありまして、しっかり県のほうで農業振興を図るべきその地域として、田・畑としてですね、指定します。そして農業について、しっかり農地を守り農業を振興していきますというような方向の中で、市町村が計画を立てているというようなところでございます。

農振地を外す場合は、原則的には外せないという状況でありますけれども、年に2回県のほうで農振除外の委員会が開かれておりますので、そこに提出しながら意見を伺うというようなことになってはいますが、昨今では、なかなか県のほうでも許可をしないような状況が続いているということでもあります。そういうことも含めて、最初から農振地を外せというようなご意見もあるわけでありまして、先ほども言いましたとおり、山江村の総合的な土地をどういうふうに利用するか、ここは本当に農地とするよりも宅地としてしたほうがいいんじゃないかなろうかというようなところもあるかと思っておりますので、その点については除外ごとにですね、検討を重ねているということではございますが、もう一方、やっぱりしっかりこの山江村の農業を守って振興していくんだという観点もありますので、その両方の観点からですね、農振の指定をさせてもらっているということでもあります。

今年は50ヘクタールを超す農振除外を行わせてもらいました。ちょっと飛び地的に農振地があったりしたところについては外したり、将来宅地として利用すべきじゃないかなというようなところもありましたので、そういうところについても外させてもらったりしておりますが、最終的には県と協議というようなことになりまして、先ほど課長が言いましたとおり、山江村農業振興地域整備促進協議会で協議しながら、また決定させていただくというようなことでございます。

以上がですね、定住も非常に大事に思っていて、何とかしたいというようなことと、それから農業をしっかり農地を守り振興させるというようなことも先ほど課長も言いましたけれども、担い手に集積をさせながらですね、そういうこともしていかなくちゃいけないという業務もありますので、ご理解もいただければと思っております。以上私の見解を申し上げます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 農業、また定住化に対してもいろいろ悩むところでしょうけど、まずはやはりですね、人口がこのまま減少していくわけにはいけないので、そのへんもですね、前向きな検討をしていただき、どうしても万江川流域もですね、用水がとれない箇所も何カ所もあります。その点も考慮しながらこれから検討していただければと思っております。

では、これで一般質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、6番、横谷巡議員より、1. まち・ひと・しごと創生人口ビジョンについて。2. マイナンバーカードの普及と活用について。3. 物価高騰対策について。4. 環境整備について通告が出ております。

横谷巡議員の質問を許します。6番、横谷巡君。

横谷 巡君の一般質問

○6番（横谷 巡君） 6番議員の横谷巡です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。本年最後の一般質問となりますので、お疲れのところですがしばらくの間お願いをいたします。

早いもので今年も師走の時期を迎えました。豪雨からの災害復旧は一步一步着実に進捗しておりますが、コロナ感染の長期化、ロシアの軍事侵攻、急激な円安、エネルギーや原材料の価格高騰等に起因して、食料品、電気ガス料金等の物価上昇は私たち日常の暮らしに影を落としています。このような状況の中、これから年末年始を迎えますが、村民の皆様には寒い時期でもありますので、健康に留意されてお過ごしいただきますよう切望をいたします。

それでは質問に入ります。

始めに、まち・ひと・しごと創生人口ビジョンについて伺います。日本の重要な政策課題である地方創生は、東京等など都市部への一極人口集中から、人口を減らさないために地方への移住やUターンを促進し、地方の創生を図るという大きな目的の政策で、2014年からスタートし、本村においても2015年にまち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、人口ビジョン並びに総合戦略が策定されました。策定から5カ年が経過した2020年に現状に合った人口ビジョンの修正、事業の進捗や効果の検証と見直しが行われ、第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略が2024年までの5カ年計画が新たに改定されております。

地方創生の現状は、総合戦略の計画が人口問題に重点を置いたため、日本の人口が減少傾向にある中、私たち地方の人口は増えず、互いに引っ張り合いになるだけで、その成果は上がりにくい状況下にあると言わざるを得ません。人口ビジョンについては、策定されました2015年の12月議会においても質問をしております。まち・ひと・しごと創生の実現に向けた効果的な施策を企画、立案するうえで、基礎となる人口ビジョン策定から8年を過ぎようとしています。そのような中、現在に至るまでの人口の推移とその分析についてお尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 高橋企画調整課長。

○企画調整課長（高橋 忍君） それではただいまのご質問にお答えいたします。

2015年（平成27年度）に策定いたしました山江村の人口ビジョン施策における人口の推移とその分析についてでございます。議員申されましたとおり、山江村の人口ビジョンは2020年（令和2年）に改訂を行っておりますけれども、国立社会保障人口問題研究所（略して「社人研」と申します）は、令和2年の山江村の人口を3,146人と推計しておりますが、山江村の住民基本台帳の人口は、3,

386人で、社人研の推計より240人多い結果となっております。山江村の人口は住民基本台帳によりますと、平成29年度から令和3年度までの5年間で222人減少しておりますが、他の過疎地域に比べて山江村は人口減少率が低い状況でございます。その要因といたしまして、これまで行ってまいりました住宅施策や子育て支援、さらにはICT教育の推進などが、転入が転出を上回る社会減を緩やかにしているものと分析をしております。

令和2年度に過疎法の見直しがされた際、過疎地域指定の要件である中長期の人口減少率や高齢化比率、若年者比率などが基準要件を満たさず、過疎地域指定を外れる可能性がありました。しかし、国へ強い要望活動を行った結果、激変緩和措置がとられ、どうにか過疎地域に再度指定された経緯がございます。このような事象が山江村のまち・ひと・しごと創生事業の効果を現わしているものと思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 今の段階ではですね、緩やかな減少傾向ということでございますが、次に、把握できている直近の合計特殊出生率についてお尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 高橋企画調整課長。

○企画調整課長（高橋 忍君） それではただいまの質問にお答えいたします。

1人の女性が一生に産む子どもの人数とされている合計特殊出生率は、国勢調査時の数とその前後1年ずつを基にして計算しますが、その関係上、令和2年の数字はこれから公表されるということで、直近の数字は平成27年の数字が一番直近というふうになります。数値といたしましては2.08人で、人吉球磨地域では錦町の2.28人に次、2番目に多い数値となります。ちなみに、平成22年度は2.00人、平成17年度は、2.03人となっております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 本村がですね、一番出生率が高かったのは、全国で9番だったですね、確かそういうこともございました。その時が2.03人、よく人口ビジョンとか出生率の今後のことを見ますとですね、例えば、計画の年度では出生率は2.0人としてあります。令和7年までには2.13人へ上昇、令和17年までには2.20人へ上昇、令和42年までには2.34人へ上昇、以後は2.34人前後を保つと計画されております。しかし、この数字はあくまでも計画であって希望的な観測だと思います。ですので、非常にこの出生率目標は、近年の出生数の低下傾向から実現が難しい目標設定ではなかったのではないかと考えます。人口動向は地方自治体のあらゆる計画の基本であり、従来の人口予測には出生数が大きく関係することから、高い目標をどう達成するかが焦点になります。出生数の予測に対し目標

設定は希望的観測であり、よほど強力な施策と取り組みが必要ではないかと考えます。

課長が申しました人口ビジョンでの国立社会保障、人口問題研究所の推計方法、それから、村が目指すべき人口の将来展望である目標人口推計方法、この二つがあります、算出方法が。国立社会保障人口問題研究所が、平成30年に公表した推計では、2040年、これは令和22年です。には、山江村の人口が2035人、2060年（令和42年）には1,201人まで減少すると推計されております。一方、本村の将来希望人口では、2040年には2,985人、2060年には2,850人とし、目指すべき将来人口として3,000人を将来人口展望としています。ですので、推計と目標人口には大きなギャップ、差が生じています。

このように人口ビジョン計画では、中期的目標の人口を2040年、長期的目標人口を2060年における目標人口を掲げてありますが、これから先の人口の推移の現状を踏まえて、目標人口に向けて発展的な計画として今後、事業等の継続されていくのか、その方針をお尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 高橋企画調整課長。

○企画調整課長（高橋 忍君） それではただいまのご質問にお答えいたします。

人口ビジョンでは5年ごとに見直しを行っておりまして、次回は令和7年に改定する予定でございます。2040年の山江村将来希望人口は2,985人、2060年は2,850人と設定しております。まずは現在第2期の山江村まち・ひと・しごと創生総合戦略に則り、村の活力につながる雇用づくりを進め、目標値の達成を目指し、人口の自然増減や社会増減の推移を見守りながら、その状況に則した事業を行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 現状はですね、今後も人口減少は歯止めがかからない厳しい減少傾向にあると思います。山江村に安心して住み続けたいという思いにこたえるためには、人口減少問題を村民全体の問題として捉え、少しでも人口減抑制のための施策と取り組みを推進していくことが求められているのではないのでしょうか。

そこで、人口抑制を果たし、この希望も含めた人口ビジョンである目標人口から、減少傾向に拍車がかかると推計される中、人口減抑制のための村独自の地域政策の考えについてお尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 高橋企画調整課長。

○企画調整課長（高橋 忍君） それではただいまのご質問にお答えいたします。

人口減抑制のための地域政策とは、すなわち住みよい環境、村づくりであると考えます。子育て支援策であるICT教育や学校給食無料化、高校生までの医療費の

無料化などの政策が功を奏し、山江村に住むところや土地を求める方々の問い合わせが後を絶たない状況でございます。もちろん村直営で住宅や分譲地の整備をすることも視野に入れていく必要があると思いますけれども、民間のアパート建設や分譲地の立地を図り、財政負担を少なく課題解決ができればというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） この人口減抑制は、山江村が未来に向かって残る、継続していくことを維持していかなければなりません。本当にこの独自政策というのは、現状を見て本当に政策を確立していかなければなりません、やはりここは村のトップである村長の見解が一番ですので、現状における村長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それではお答えいたします。

日本全体がですね、人口減少の国になっているというようなことに突入しております。まして、本年の出生者総数が80万人を切るというような情報も入ってきております。一時は200万人居た人口がやっぱり急激に減っていくんだということの表しでしょうかと思います。特にその中であって平成26年に、増田、当時は野村総研の理事だったと思いますけれども、消滅市町村論が展開をされたところであります。いわゆるこのまま行くと高齢化率が50%を超えて、社会の環境を維持できないんだというような市町村が増えていくんだというようなことでありますが、それを受けてまち・ひと・しごと創生の計画を各市町村とも作りなさいというようなことになります。

当然山江村もその消滅市町村の一つに数えられていったところであります。当初、平成26年にそういうのが出て平成27年に策定した計画によりますと、何もしなければ山江村の人口は5年後には3,146人になってしまいますよというような、いわゆる国立社会保障人口問題研究所ですね、社人研と言われるこれ基準になる人口の推計ですけれども、推計されていたわけですが、実際は3,386人で、240人実は社人研の推計より多かったという結果が出ておりまして、ある意味山江村のいろんな施策がですね、何もしなくては3,146人ですが、いろんな政策が講じて何とか人口減少に歯止めをかけているというようなところであろうかと思えます。

ただ、やはりこの人口の減については、出生者が毎年ですね、30人弱、今は20人強かもしれませんが、20人半ばぐらいです、生まれる方が、亡くなられる方が50人を超えておりますので、出生と死亡者の比較をすると、これはどうしよう

もなくその人口は減っていくということですが、もう一つは、山江村への出入りの方々がおられますので、その社会減をいかに防ぐかということが、この人口減に歯止めをかける施策であるんだろうということを考えております。ただ、議会にも大変お世話になりましたけれども、いわゆる高齢化率をはじめとして、若年人口率、それから減少率が低かったということで、山江村は過疎を外れようとしたところでございます。熊本県内においては、甲佐町とそれから南関町と山江村の3町村が外れようというようなことで、相当慌てたところではありますが、何とかその基準が引き上げられたために残ったというようなことであります。

いわゆる過疎を外れますと手厚いいろんな優遇策がですね、受けられなくなってしまいますので、もう山江村の財政を一気に悪化させるということになります。特に財政力指数が0.14ぐらいですので、ということは何が足りないかというと、やはり産業と働く場をですね、もう少し充実させるというようなことが大きな課題として、10年後また過疎が見直される折に、過疎を外れたときには、しっかりとした産業また働く場をつくっとかなくちゃいけないというようなことが突きつけられている問題だろうというふうに思います。

合計特殊出生率についてはですね、高い数値を指名しておりますが、これは子育て政策について、他町村に先駆けて、議会にも相談させてもらいながら、いろんな優遇策を打ってきました。それが功を奏しているということを考えているところではありますが、その合計特殊出生率を維持するため、また上げていくためには、若い人々がですね、若い人たちがこの山江村に住んでもらうということが第一でありますし、安心して子育てできる、子どもを産める環境をつくっていければ、その数値はしっかり維持できようかと思っているところでございます。

いずれにいたしましても、直接的な、住宅を造るとか、公営住宅を造る、それから分譲地を造るということもその効果を示しますけれども、また、山江村にいろんな方が住みたいと思っている方がおられるということは、やはり山江村が住みやすい村だというような認識の中で、山江村に住みたいと思っていただけるということでもありますから、そういう村づくりについてもですね、しっかり、まず山江村に住んでいる人が本当に住んで良かった、住みよい村だと思っていただくこと、それから、山江村は元気がある、活性化できているなだと。ある人に聞いたらですね、人吉に住もうか錦に住もうか山江に住もうかという人がいて、私に、山江に住むことに決めたのは、「山江村はほんわりとした人間関係が見えてきます」、それから、「住んでいる人が優しく元気があります」というような答えで答えた方がおられますけれども、ある意味そういう地域づくりをしっかりやっていくということが大事だろうかと思います。

最初申し上げましたとおり、まずやっぱり産業としての働く場をどういうふうに充実させていくかということが一番目にありますし、また子育てしやすい環境を維持しながら、それぞれがやっぱりライフワークとしてですね、その山江の地で、いろんなボランティア活動も含めて地域づくり活動ができる、そういう場があるというような村づくりを進めていければと思っているところであります。

直接的な要因として、民間アパートという話を課長しましたがけれども、実は元城内団地が今、更地になっておりまして、今、付替えをしておりますけれども、あの地に民間のアパートを建てたいんだというような申し出もですね、ちょっと聞こえてきております。あの地の活用については、やっぱり万江地区の、万江小学校の児童・生徒をしっかりと維持させていくといえますか、ということも含めて、また地域のその活性化を含みますと、若い方にきていただきながら進んでもらうというようなことが大事だと思いますので、前向きにその件についても検討できればと思っていますし、その折にはまた議会に相談させていただければと思っています。以上申し上げて見解といたします。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 今、村長から見解を伺いました。実は人吉の中心で再生会議に入っていらっしゃる方と話したときに、「こらあ、あとじゃ錦町が人吉に代わって大きな市になるばい」て、「その次が山江じゃもんなあ」て、「ただ、山江は宅地がなかもんな」と言われました。そのときに私は9月議会で図書館のことを言いましたよね、武雄みたいに、あんなことをいったから多分複合施設、図書館を中心に造って複合施設、そして人を呼びたいというあれじゃなからかて私は思いました。そういったことで、山江が他の自治体に与える影響は非常に強いんですよ。よく聞きます。山江に行きたいけど土地がないと。そういったことです。

今、村長も言われましたように、人口減少に歯止めをかけるためには、まず出生数が増える環境づくりや若い世代の移住を推進すること、それから、その目指すべき方向性として、山江村が持つ魅力ある子育て支援策のさらなる展開、それから施設を含めた未来を見据えた夢ある教育環境の実践と充実、山江村に行きたい、住みたいという移住・定住の促進策が考えられます。特に本村は地理的条件や交通等の利便性から、人に重点を置き、住宅環境に適した用地の確保を図る土地利用基本計画の抜本的な見直しを行うなど、地域の課題をみずから解決するという、独自の地域政策による人口減抑制の施策を推進されることを提案するものであります。

次に入ります。質問事項の2はマイナンバーカードの普及と活用についてであります。

1番目に通告しておりました交付状況につきましては、西議員からお尋ねがあり、

理解しましたので割愛いたします。

2024年（令和6年）秋からマイナンバーカードの普及を図るべく、健康保険証がカードに統一され、実質義務化となり、運転免許証も素性に載るなど国のデジタル庁発足とともに、デジタル化推進が本格化しています。今後村民へのマイナンバーカードの普及は、手続きのデジタル化が進むうえで大きな課題で、さらなる普及促進が求められます。マイナンバーカードについては、村民が考える個人情報の漏えい、よく自分の預金口座のことがばるっとじゃなかろうとか、個人の情報がわかってじゃなかろうかと不安を持っておられる方が結構多いです。その不安などデメリットを把握し、しっかりと説明していくことが必要です。村としての考えも含めた普及促進へどのような取り組みをされていかれるのかを、尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

マイナンバーカードを作ったことで、情報が漏えいしてしまうのではないかとというご心配は、高齢者の方を中心に多くの方が不安に感じられておられるかと思います。議員申されるとおり、皆様の不安を解消してさらに普及促進につなげるために、ただいまデジタル庁や総務省から出されておりますQ&Aを集めて、住民の皆様向けに加工しているところでございます。こちらが完成しましたらすぐに各ご家庭に配布をさせていただきながら、住民の皆様の不安の解消とさらなるマイナンバーカード取得の推進に努めてまいりたいと考えております。

なみに内容につきましてはですね、なくした場合にどうするかとか、またはそういった場合のお問い合わせ窓口を明確に記すなど、そういった内容も含めましてご周知させていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） それから、デジタル社会基盤として期待されるマイナンバーカード、この村独自の利用についてどのようなことを考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

先ほどからお話にも出ておりますとおり、国はデジタル社会形成の司令塔としてデジタル庁を発足いたしました。こちらデジタル庁の発足とともにですね、マイナンバー制度について、各種行政手続きにおける添付書類の省略などが可能となりますと明言がされているところでございます。

今後、山江村におきましても利活用は当然進んでまいります。国が進めるこの波に乗り遅れないようにですね、国の動きを注視しながら、例えばでございますが、

村独自の補助金の振込口座の確認手続きの簡素化、または健康ポイント、今行っております事業のポイント付与の電子化、または住民票や納税証明書等、各種証明書発行手続きの簡素化、または選挙事務等においての本人確認とかの条件の一本化など、災害発生時の避難所受け入れの確認とかにも使えるかと思います。そのほか絵本の森等で本を借りる際の図書カードとしての利用とか、まるおか号、福祉タクシーの利用のときのその方の条件確認などと、いろいろと使う用途は出てくるかと思います。様々な活用方法が考えられますが、本村の規模、また身の丈にあった独自利用の方向性と費用対効果を見極めながら、検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6 番、横谷巡君。

○6 番（横谷 巡君） これは皆さん見なったかもしれませんが、これは熊本市が、来とったですね、熊本市独自マイナンバーカード、住民票とか、印鑑登録証明書とか納税証明書をコンビニで試験的に来年の3月30日まで10円で発行しますて、大々的にこしこ熊本市が宣伝しておりました。ですから、もうマイナンバーカードは多分国が本格的に推進しますので、うちの村でもこれは進んでいきます。ですから、せっかくならば、もうめんどか昔のようなペーパーでないよりか、マイナンバーそれであらゆる証明書とか申請ができればいいですから、ぜひ利活用を検討してください。

質問事項の3は、物価高騰対策について伺います。

深刻な物価高騰から寒さ対策、暮らし支援として、村独自の対策を講じる考えはないか、2点伺います。

1点目は、生活困窮者に対する灯油購入費の助成支援の考えはないか。2点目は、電気料金、灯油、ガス等が高騰している中、老健施設、小規模多機能施設、保育園などへの暖房費高騰分を支援する考えはないか、2点お伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

まず生活困窮者についてでございます。生活困窮者に当たる方と申しますと、まずは非課税の世帯の中に含まれているかと思います。村独自ではございませんが、国が行う電力、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金、これが1世帯当たり5万円となっておりますが、申請受け付けを開始したところでございます。これとは別に、こちらは単独の取り組みになりますが、物価高騰に伴う高齢者世帯と生活支援給付金の申請も同時に受け付けを開始しております。こちらにつきましては、70歳以上の方のみの世帯で、前年の所得額が145万円以下の方に対しまして、1人当たり1万円を給付するというものでございます。これまで非課税世帯に対しての

国の給付金事業は何度か行われておりますが、非課税世帯と一般的な収入のある世帯のはざまにおられる方を対象に、暮らしの支援を行うという事業でございます。

また、11月1日を基準日といたしまして、全村民を対象に1人当たり5,000円の山江生活支援金を発行したところでございまして、こちらは消費者の方への支援でございますので、地域住民の方が利用しやすいようにということで、人吉市内のイスマ、サンロードでも使用することができますし、従来どおり村内J Aスタンドにて燃料を購入いただくことも可能でございます。これらの財源は国から村へ配分される新型コロナウイルス対応臨時給付金を財源とするものでございますが、必要とされる方に満遍なく給付できるよう、今回はこのような独自給付をさせていただくものでございます。

続きまして、社会福祉施設への暖房費高騰分の支援でございますが、村内では保育園、老人保健施設などがあげられるかと思えます。確かに電気代、ガス代等の燃料費が高騰しておりまして、各施設におかれましてはこれまでに類をみないほどの支出を伴っていらっしゃるのではないかと考えております。現在ですね、国県におきまして、各種福祉施設の燃料費の高騰に対する手立てを講じようとする動きがございます。具体的な補助の要項はまだ指名されておりませんが、こちらがですね、要項等が示された場合、即時対応できますように、現在は各福祉施設あてにですね、燃料費等の年間支払額について調査にご協力くださいとお願いをしているところでございます。今後も引き続き国県と連携いたしまして、村内社会福祉施設の実績をベースに補助金等の支援を検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 独自にですね、はざまにおられる方の支援とか、いろんな国等の交付金等を目配りされて、生活支援をしていただければというふうに思います。

続きまして、通告しておりました農業・畜産・酪農等の継続支援につきましては、秋丸議員からこの件はお尋ねがっておりますので割愛いたしますが、特に畜産、酪農等の現状は厳しいようです。ですので、継続して支援はできないかということをお尋ねしたかったんですけれども、この件は、課長のほうから答弁がおりますから、答えは要りません。

それから、これは村全体のことですけれども、当初予算計上時に比べ、建設現場等の資材が上がっている。単価が上がっている。給食食材、各種光熱水費など広範囲にわたり価格の上昇がみられると思います。今後もこの物価上昇傾向が続けば、令和3年度当初予算計上の事業費見直しが必要となる事業も出てくるのではないかと考えられますが、現状と見通しについてお尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それではお答えをいたします。

物価上昇に伴う今後の見直しの事業が出てくるんじゃないかということでございます。令和4年度の当初予算の計上しています事業費等については、当時の単価で計上しておりますので、今回の資材や電気料金の高騰の前の予算であります。従いまして、現在の単価と比較しますと金額が膨らむ事業もございます。例えば、電気料金につきましては、昨年と比較しますと1.3倍ほど高騰をしております。

従いまして、今回のですね、補正予算に公共施設の光熱費等の追加を計上させていただいております。現在のところ物価高騰により見直した事業はございませんけれども、今後このような状況が続きますと、補正予算で対応させていただきたいと思っておりますけれども、どうしても場合によっては見直しが必要な事業が出てくる可能性もございます。予算は村民の方々にとって住みよい村づくりを推進するための重要な事業を計上しておりますので、なるべく計画どおりに執行できますよう、今後の社会情勢を見極めながら、対応をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 物価上昇がずっと続くものですから、心配してお尋ねをしたところです。それで、どうしてもやっぱり予算措置が必要になってくるときもあると思います。速やかな対応をしてください。

それから、質問事項の4です。これは環境整備について2点伺います。

1点目は、山間部集落に通ずる村道の維持整備の状況についてであります。山田万江地区の山間部集落は、高齢化率からも限界集落であります。住民にとって道路は通勤、通院、買い物など毎日の生活に欠かせないに大切なインフラであり、命の綱でもあります。定期的な見回りと整備はされておりますが、山間地の道路はその地形から、落石、竹、雑木などの支障木、路盤の荒れで通行が不便なことが多い現状にもあります。このようなことを受け止めていただき、過度な整備は要りませんが、住民に不安を与えない、安心して通れるような維持管理の整備をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 先ほど物価高騰対策について私のほうからも思っていたんですが、少し進んでおりますが、大変申し訳ないですが、私のほうからも答えさせていただきたいと思います。

特に資材を必要とする事業については、大変心配をしております。原則的には契約をしておりますから、その契約をした金額で納めるというようなことが大原則で

ありますけれども、ご案内のとおり、社会情勢等ですね、どうしても相談、入札、事業をしている会社から相談があらうかと思っております。その際には受けざるを得ないケースも出てこようかと思えますし、また、その場合には補正予算等ですね、あげさせていいたきたいと思っておりますので、私のほうからはその件についてよろしくお願いを申し上げたいと思います。

お尋ねの点については、建設課長が答えます。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。

まず山江村が管理する村道につきましては184路線、全長が約137.2キロメートルとなります。議員申されましたとおり、日ごろから道路パトロールの業務委託による簡易的な補修や構造物の維持管理に努めております。また、土木作業員による銃器での落石除去や側溝などの排水施設の管理など定期的に行うとともに、道路橋梁の補修工事などを行いながら、道路利用者の安心・安全の確保のために道路維持に努めております。

現在、令和2年7月豪雨被災しました村道や河川の災害復旧工事を進めております。特に万江地区の山間部の集落におきましては、生活道路が多数被災していることから、仮設団地での避難生活を送られている方もおり、避難者が早期に元の場所で生活が再建できるよう、集落につながる道路の復旧工事を優先的に努めているところでございます。

このような中、山間部の道路維持作業につきましては、村内で多数進めております災害復旧工事箇所を迂回しながらの作業となるため、通常よりも移動時間や作業時間が必要となっている状況でございますが、災害復旧等にかかわらず、道路は村民の皆様の重要な生活基盤でございますので、引き続き定期的な維持管理に努めながら、生活インフラの整備に努めてまいります。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） よろしくお願いをいたします。

最後です。2点目ですけれども、「時代の駅むらやくば」の境界ブロック塀周辺の環境整備について伺います。

「時代の駅むらやくば」は、国の登録有形文化財で、地産地消による食事どころとして村内以外から訪れる交流拠点となっています。しかし、駐車場が狭く、利用者は民有地を利用されることもあり、駐車場の確保は課題でもあります。入り口に隣接した境界付近には、道路元標、それから、辻地蔵の村指定文化財と旧役場地域住民が一時使用した遊水地があります。歴史的文化的にも価値があるものです。この時代の駅南側の境界ブロック塀が倒壊の危険にあり、復旧工事の施工に当たって

は、伐採した大杉の腐食した根を除去するという抜本的な対策をしないと、倒壊の不安は今後ぬぐいきれないというふうに思います。この今の状況を見ますと、村の歴史を知る大杉があったときには、村の中心地のシンボルでした。あれがなくなっ
てから時代の駅はありますけれども、風景が少し淋しいような気がいたしております。

そこで、時代の駅の裏に保存してある石材、これは村長が石材の活用とかいろんなことを考えていらっしゃるけれども、活用などと併せてですね、今度ブロック塀を復旧工事をされるときには、抜本的に周辺の一部買収とかなんか考えないといけませんので、駐車場の確保と旧役場庁舎、道路元標、辻地蔵、石蔵貯蔵施設などが昭和の歴史遺産なんですよね。これは村長が味園通りを昭和の町にしたいというようなこともうたわれたことがあります、ここはやっぱり山江の顔と思うんですよ。ですので、この歴史遺産を生かした環境づくりを、ブロック塀の復旧工事と併せて検討していただいて、時代の駅周辺の景観づくり整備を行って、山江の顔として活性化を図る周辺地域にする考えはないか伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 高橋企画調整課長。

○企画調整課長（高橋 忍君） それでは、まず時代の駅南側の境界ブロックの件からお話したいと思いますけれども、こちらブロック塀と石垣の陥没の件でございます。本年度当初予算におきまして、工事請負費を計上しておりましたが、概算で計上しておりましたけれども、昨今の先ほどのお話のような感じなんですけど、昨今の労務費や資材費の高騰によりまして、実勢価格との乖離が生じております。また、木の根を取り囲むように石積みがなされておまして、この木の根が石垣の大分先まで行っておること、そしてこの木が収縮してきているんですね。それがですね、周りの石垣の支持力を低下させて、状況が悪化してまいってきております。この木を撤去して再度石を積んでいくには専門的な知見が必要であるということがわかってまいりましたので、今回の補正予算で、実施設計の業務委託を50万円計上いたしまして、工事請負費を220万円減額、予算の組み換えを行っております。なお、工事請負費につきましては、来年度当初計上する予定としております。

また、時代の駅に駐車場が少ないから、西側の土地も購入し、一体的に整備する考えはないかということでございます。確かにスタッフの方のお話を聞きますと、最近ランチを取るために観光バスでいらっしゃる方もいらっしゃるお聞きしますし、駐車場もやはり手狭になってきたというスタッフの方のお話も聞いております。土地を売ってくださるかどうかなという問題もありますけれども、今回の修復にはちょっと間に合わないと思いますけれども、将来的にはですね、そういうことも視野に入れまして、立体的に考えて検討できればどういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6 番、横谷巡君。

○6 番（横谷 巡君） 本当に元役場庁舎でありますし、村の中心だと思います。ぜひ今度設計等で検討されるときには、単なる石垣の復旧工事じゃなくて、時代の駅周辺の全体的な景観も含めて検討いただいて、本当に山江村にお客さんが来る人をもてなすと、やっぱり山江は良い景観、風景だなど、皆さんにインパクトを与えるような景観づくりを提案し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） これで本日の通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

—————○—————

散会 午後 3 時 5 2 分

第 3 号

1 2 月 9 日 (金)

令和４年第９回山江村議会１２月定例会（第３号）

令和４年１２月９日

午前１０時００分開議

於 議 場

１．議事日程

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | 発委第 1 号 | 山江村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 6 3 号 | 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について |
| 日程第 3 | 議案第 6 4 号 | 山江村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 6 5 号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 6 6 号 | 山江村個人情報保護法施行条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 6 7 号 | 山江村国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 6 8 号 | 令和４年度山江村一般会計補正予算（第７号） |
| 日程第 8 | 議案第 6 9 号 | 令和４年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第３号） |
| 日程第 9 | 議案第 7 0 号 | 令和４年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第３号） |
| 日程第 1 0 | 議案第 7 1 号 | 令和４年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第３号） |
| 日程第 1 1 | 議案第 7 2 号 | 令和４年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第２号） |
| 日程第 1 2 | 議案第 7 3 号 | 令和４年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第３号） |
| 日程第 1 3 | | 議員派遣の件 |
| 日程第 1 4 | | 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長） |
| 追加日程第 1 | 同意第 6 号 | 山江村副村長の選任に関する同意を求めることについて |

２．出席議員は次のとおりである。（１０名）

1 番 本 田 り か さん
3 番 中 村 龍 喜 君
5 番 森 田 俊 介 君
7 番 立 道 徹 君
9 番 中 竹 耕一郎 君

2 番 久保山 直 巳 君
4 番 赤 坂 修 君
6 番 横 谷 巡 君
8 番 西 孝 恒 君
1 0 番 秋 丸 安 弘 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山 口 明 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内 山 慶 治 君	副 村 長	北 田 愛 介 君
教 育 長	藤 本 誠 一 君	総 務 課 長	平 山 辰 也 君
税 務 課 長	迫 田 教 文 君	企画調整課長	高 橋 忍 君
産業振興課長	松 尾 充 章 君	健康福祉課長	今 村 禎 志 君
建 設 課 長	清 永 弘 文 君	教 育 課 長	蕨 野 昭 憲 君
会 計 管 理 者	一 二 三 信 幸 君		

開議 午前１０時００分

—————○—————

○議長（中竹耕一郎君） おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は１０名で、定足数に達しております。

本日は、会期日程、日時第３の本会議で、質疑、討論、表決となっております。
議事日程順に質疑、討論、表決をいたします。なお、質疑については、提案してある議事に対してのみ疑義を問うよう、会議規則の規定を守って質疑をお願いいたします。

—————○—————

日程第１ 発委第１号 山江村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第１、発委第１号、山江村議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、発委第１号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第２ 議案第６３号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第２、議案第６３号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第63号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第3 議案第64号 山江村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第3、議案第64号、山江村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第64号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第4 議案第65号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第4、議案第65号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第65号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第5 議案第66号 山江村個人情報保護法施行条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第5、議案第66号、山江村個人情報保護法施行条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第66号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第6 議案第67号 山江村国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第6、議案第67号、山江村国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第67号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第7 議案第68号 令和4年度山江村一般会計補正予算（第7号）

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第7、議案第68号、令和4年度山江村一般会計補正予算（第7号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第68号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 議案第69号 令和4年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第8、議案第69号、令和4年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第69号は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第70号 令和4年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第9、議案第70号、令和4年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第70号は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第71号 令和4年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算

(第3号)

○議長（中竹耕一郎君） 日程第10、認議案第71号、令和4年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第71号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第11 議案第72号 令和4年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算
(第2号)

○議長（中竹耕一郎君） 日程第11、議案第72号、令和4年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第72号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第12 議案第73号 令和4年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算
(第3号)

○議長（中竹耕一郎君） 日程第12、議案第73号、令和4年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第73号は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第13 議員派遣の件

○議長（中竹耕一郎君） 日程第13、議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり、派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しておりますとおり、派遣することに決定しました。

この際、派遣場所、派遣期間などに変更があった場合、その決定については議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

—————○—————

日程第14 閉会中の継続調査申出書

○議長（中竹耕一郎君） 日程第14、閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長からお手元に配付しております申出書が提出されております。よって、委員長の申し出のとおり、継続調査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここでお諮りいたします。本会議で議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議長に委任することに決定しました。

これで、本定例会の会議に付されました事件はすべて終了いたしました。

お諮りします。これで本定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、令和4年第9回山江村議会定例会を閉会します。ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午前10時12分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員